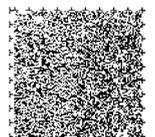


第1部

福岡県における男女共同参画の現状

- 1 人口の変化
- 2 女性の就労をめぐる状況
- 3 仕事と生活の両立の実態
- 4 地域における男女共同参画の状況
- 5 県民の意識
- 6 ひとり親世帯の状況
- 7 女性等に対する暴力の状況
- 8 健康



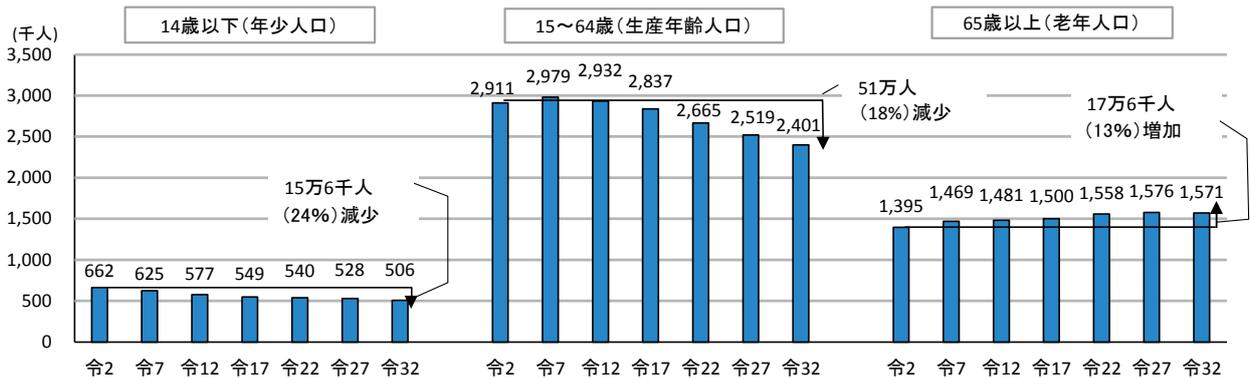
第1部 福岡県における男女共同参画の現状

1 人口の変化

(1) 福岡県の人口

福岡県の人口は、これまで増加しており、令和2(2020)年は513万人を超えましたが、今後、減少に向かうと見込まれています。少子高齢化に伴い、年少人口、生産年齢人口の割合が低下し、老年人口が増加するなど人口構造も変化し、経済力の低下や地域の担い手不足をもたらすことが懸念されています。

《図表1-1 年齢区分別将来人口(福岡県)》

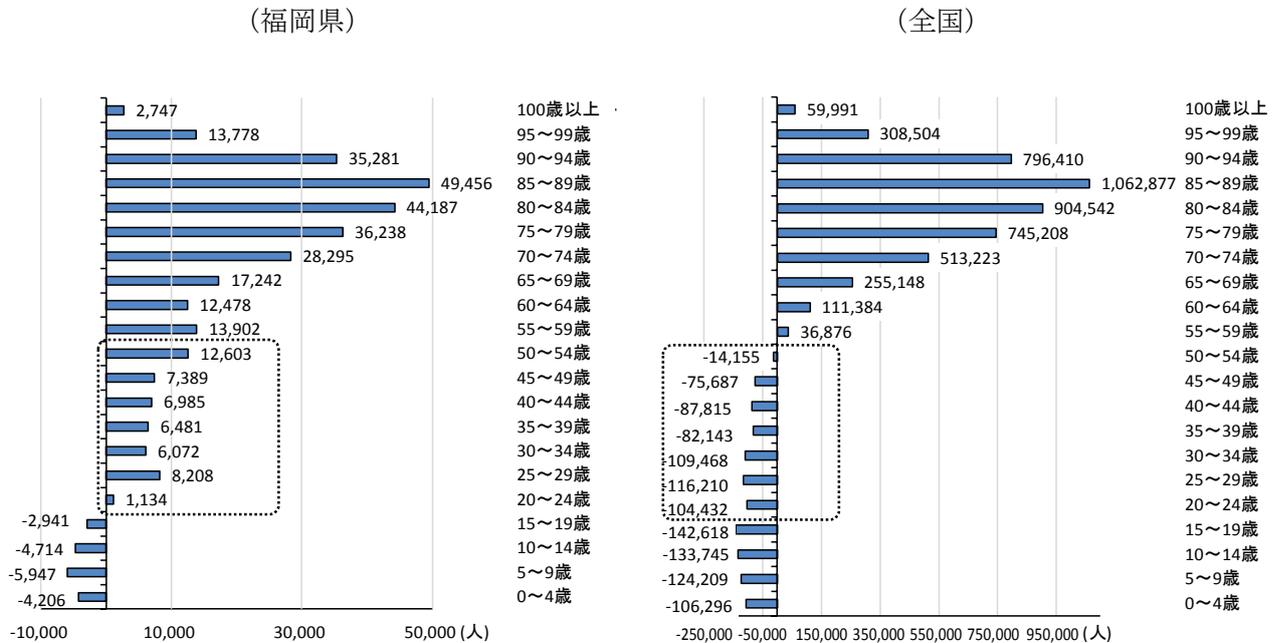


備考: 令和2年までは総務省「国勢調査」(令和2年)、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(令和5年)より作成

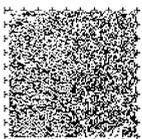
(2) 人口の女性比率

人口を男女で比較した場合、20代~50代前半の男女比について、全国では女性の割合が少ないが、福岡県では20代から女性の割合が男性を上回っていることが特徴となっています。

《図表1-2 人口構成:女性-男性》



備考: 総務省「国勢調査」(令和2年)



(3) 家族形態の変化

増加が続く核家族世帯のうち、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にあるものの、「夫婦のみの世帯」、「男親と子どもの世帯」、「女親と子どもの世帯」は増加しています。

一方、夫婦と子ども及び夫婦の親など、「その他の親族と一緒にの世帯」は減少しており、令和2(2020)年は、35年前の昭和60(1985)年の5割程度となっています。

また、「単独世帯」が増加しており、令和2(2020)年は、昭和60(1985)年の約3倍となっています。そのうち、65歳以上のひとり暮らしの女性は、昭和60(1985)年の約4倍に、ひとり暮らしの男性は、約9倍に増加しています。

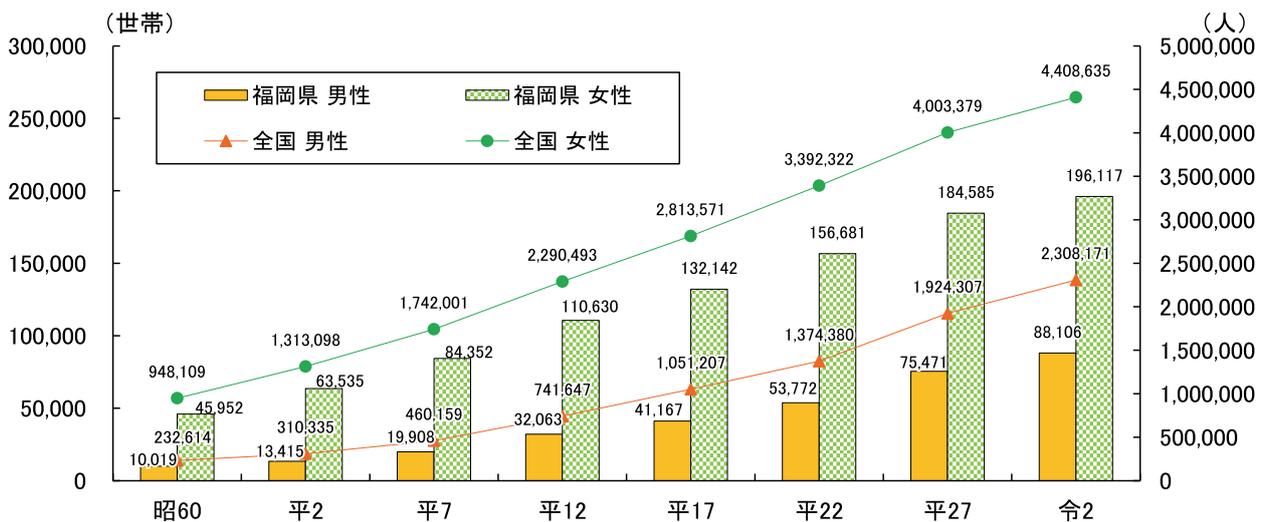
《図表1-3 家族類型別の世帯数(福岡県)》

(世帯、人)

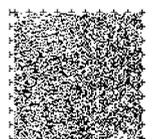
	核家族世帯	核家族世帯の内訳				その他の親族と一緒にの世帯	非親族世帯	単独世帯
		うち、夫婦のみ	うち、夫婦と子ども	うち、男親と子ども	うち、女親と子ども			
昭和60年	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
平成2年	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
平成7年	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
平成12年	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
平成17年	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
平成22年	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
平成27年	1,197,150	420,249	567,372	26,619	182,910	156,857	17,556	820,806
令和2年	1,213,986	440,783	553,879	28,051	191,273	130,349	21,570	942,993

備考：総務省「国勢調査」

《図表1-4 高齢単独世帯数(福岡県・全国)》



備考：総務省「国勢調査」



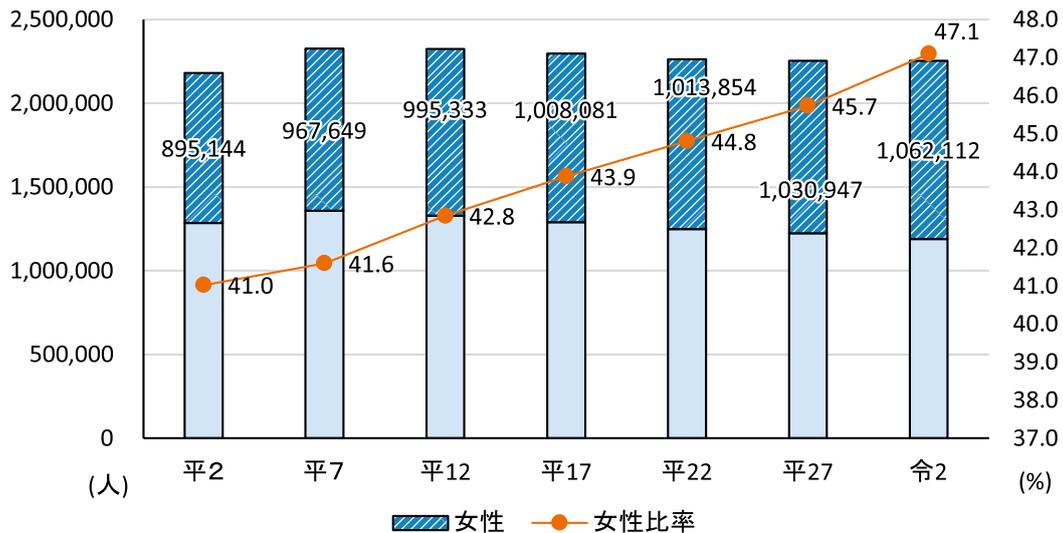
2 女性の就労をめぐる状況

(1) 女性の就業状況

女性の就業者数は増加しており、就業者に占める女性の割合も増加しています。しかし、女性の20代の労働力率に比べ、30代の労働力率は下がっており、出産・育児による離職が影響しているものと思われます。しかし、このいわゆる「M字カーブ」の底は年々浅くなってきています。

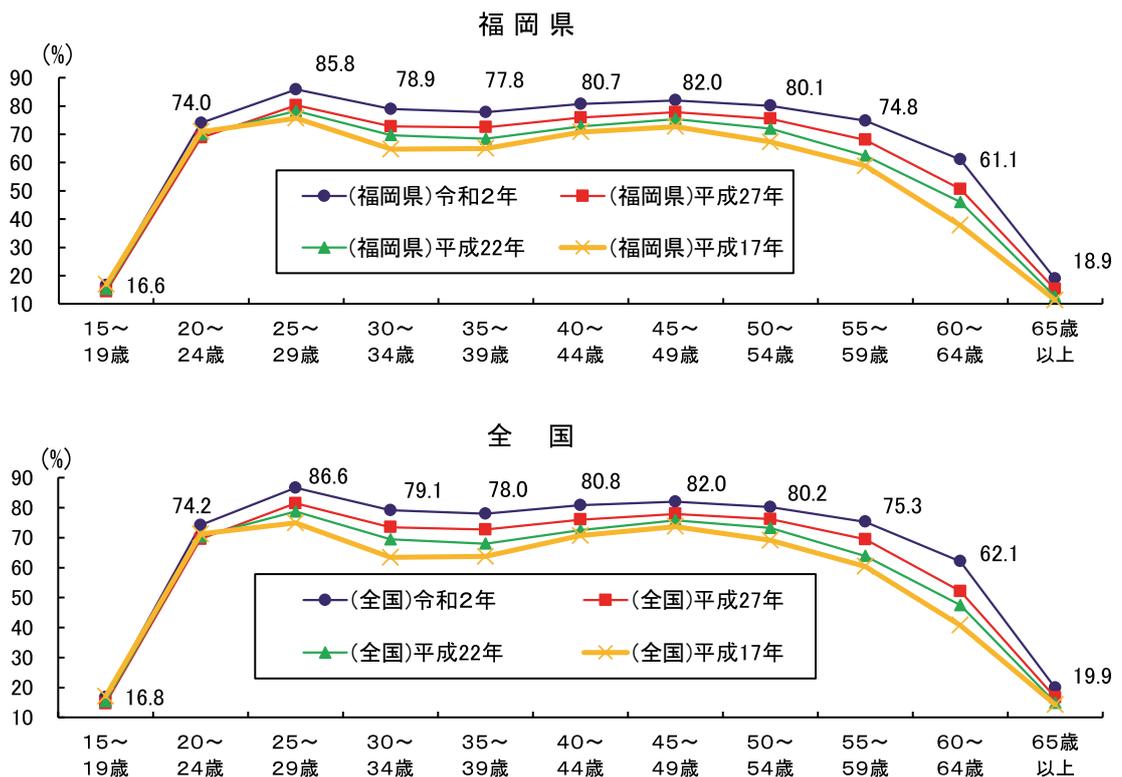
県内の25歳～44歳の就業を希望する女性66,200人のうち、子育て等を理由に求職活動ができない女性は約3万5千人に上っており、働きたい子育て中の女性が潜在的に数多くいることを示しています。

《図表2-1 女性の就業者数・就業者に占める女性割合（福岡県）》

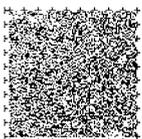


備考：総務省「国勢調査」

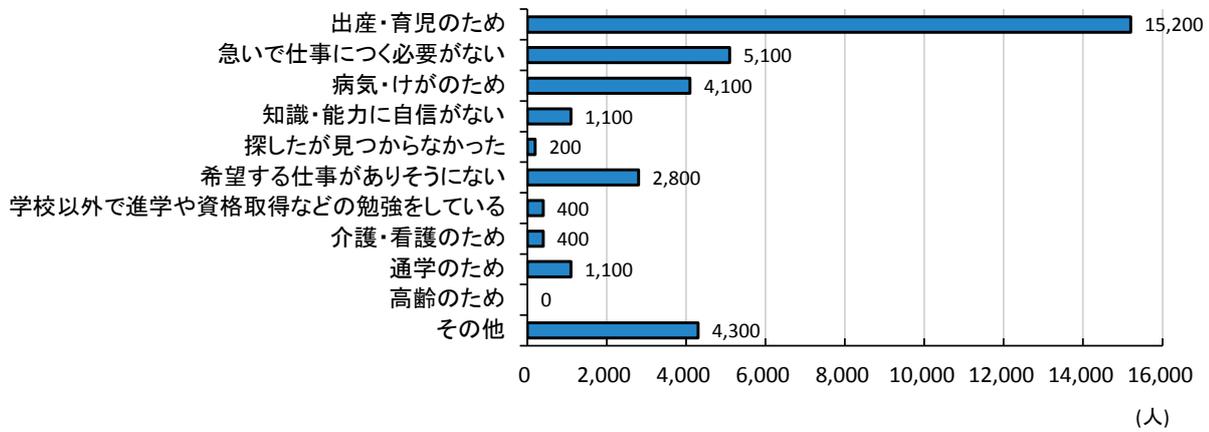
《図表2-2 女性の年代階級別労働力率（福岡県・全国）》



備考：総務省「国勢調査」

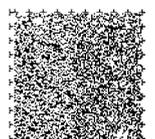


《図表2-3 25歳～44歳の女性の就業希望者のうち非求職者の非求職理由（福岡県）》



※ 就業を希望する25歳～44歳の女性の人数は66,200人

備考：総務省「就業構造基本調査」（令和4年）

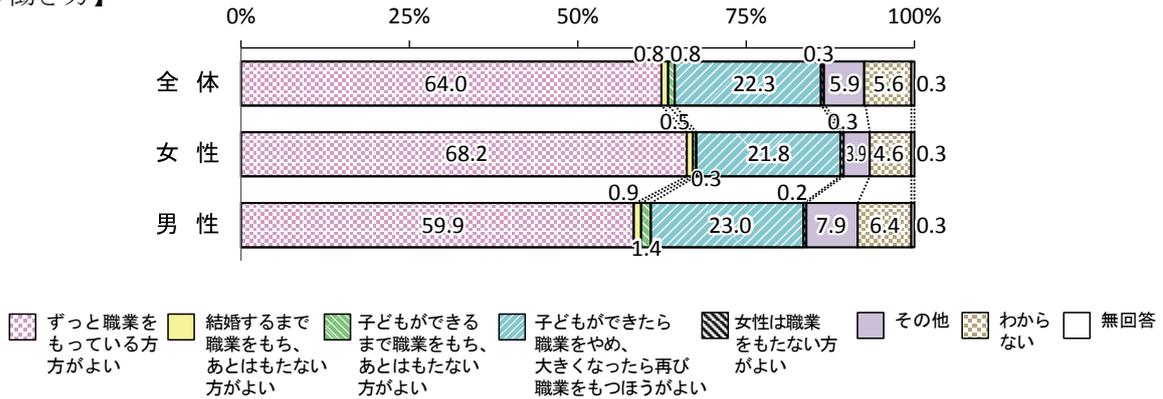


(2) 女性の理想の働き方と現実の就業

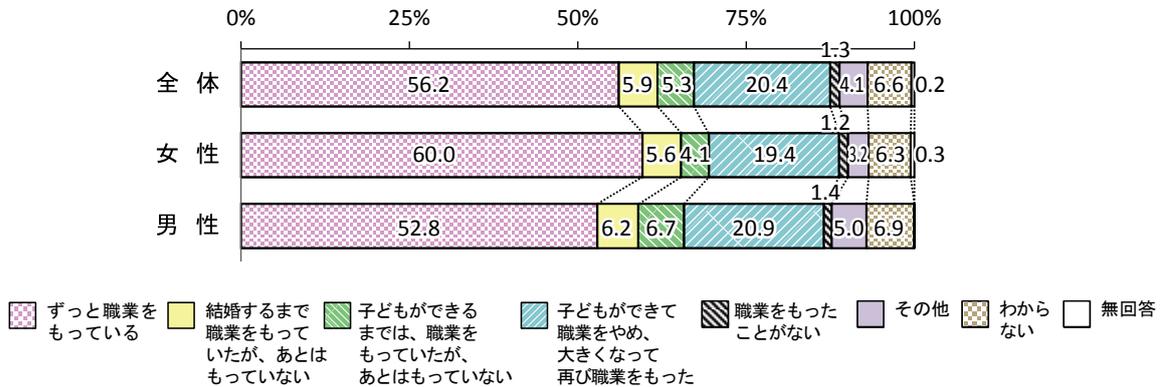
令和6(2024)年度に実施した「男女共同参画社会に向けての意識調査」によると、女性が職業をもつことについて、「女性もずっと職業をもっている方がよい」と考える人の割合は、女性において7割、男性においても6割程度となっています。一方で、「結婚するまで、もしくは、子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい」と考える女性の割合は0.8%ですが、実際には9.7%の女性が結婚又は出産後に職業をもっておらず、就業継続を希望していてもそれを実現できていないのが現状です。

〈図表2-4 女性が職業をもつことについての意識(福岡県)〉

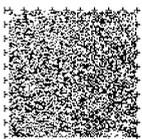
【理想の働き方】



【現実の働き方】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和6年度)



(3) 女性が働き続けるために必要なこと

女性が働き続けるために必要なことについて尋ねたところ、男女ともに、「仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境・風土づくり」、「柔軟な働き方制度（時差出勤・テレワーク・短時間勤務等）の導入」、「賃金の男女格差の解消」が上位3つを占めています。

《図表2-5 女性が働き続けるために必要なこと ※上位3つ（福岡県）》

順位	女性 (回答割合)	男性 (回答割合)
1	「仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境・風土づくり」 (45.1%)	「柔軟な働き方制度（時差出勤・テレワーク・短時間勤務等）の導入」 (43.2%)
2	「柔軟な働き方制度（時差出勤・テレワーク・短時間勤務等）の導入」 (44.3%)	「仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境・風土づくり」 (40.1%)
3	「賃金の男女格差の解消」 (36.5%)	「賃金の男女格差の解消」 (33.5%)

備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

(4) 起業家に占める女性の割合

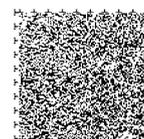
福岡県では、起業家に占める女性の割合は増加していますが、その割合は2割程度にとどまっています。

《図表2-6 起業家に占める女性の割合（福岡県・全国）》

	平成29年	令和4年
福岡県	19.5%	20.6%
全国	19.3%	22.3%

備考：総務省「就業構造基本調査」より作成

起業家は「自営業主」のうち「起業者」及び「会社などの役員」のうち「起業者」

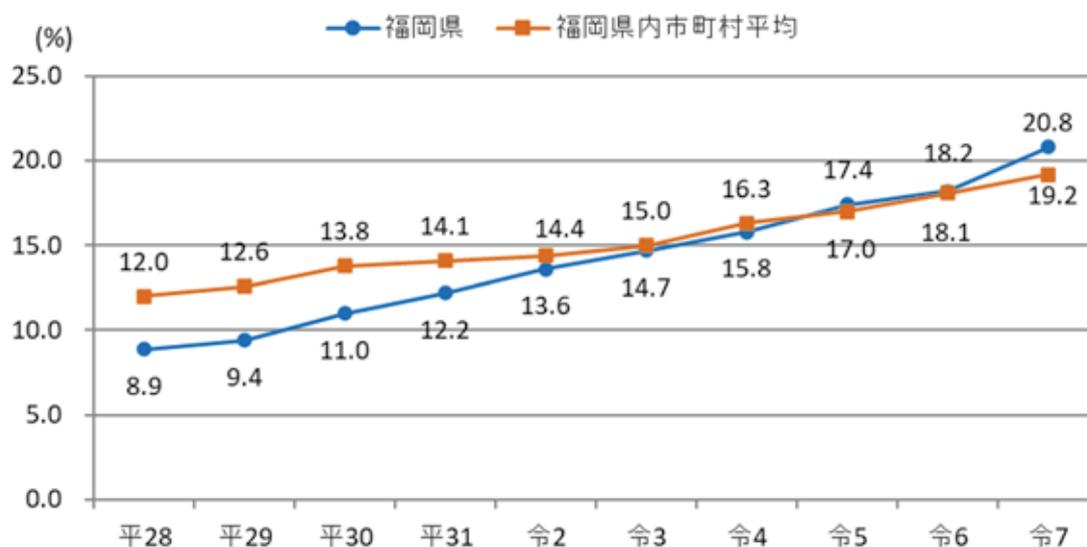


(5) 管理職に占める女性の割合

県や市町村の職員における女性の管理職への登用は、年々進んでいます。福岡県における女性公務員の管理職登用の割合は、令和7(2025)年4月で20.8%、県内市町村における同割合は19.2%となっています。

県・市町村・県内事業所における管理的職業従事者に占める女性の割合は、令和4(2022)年に17.9%まで上昇しましたが、いまだ低い状況にあります。

《図表2-7 女性公務員の管理職登用の状況(福岡県)》



※福岡県の数字は、知事部局、教育庁、県警本部の合計数値

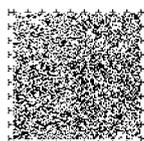
(注) 市町村の管理職登用の状況については、課長相当職以上の職員について、集計している。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

《図表2-8 県・市町村・県内事業所等における管理的職業従事者に占める女性の割合(福岡県)》

	福岡県
平成29年	17.3%
令和4年	17.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」

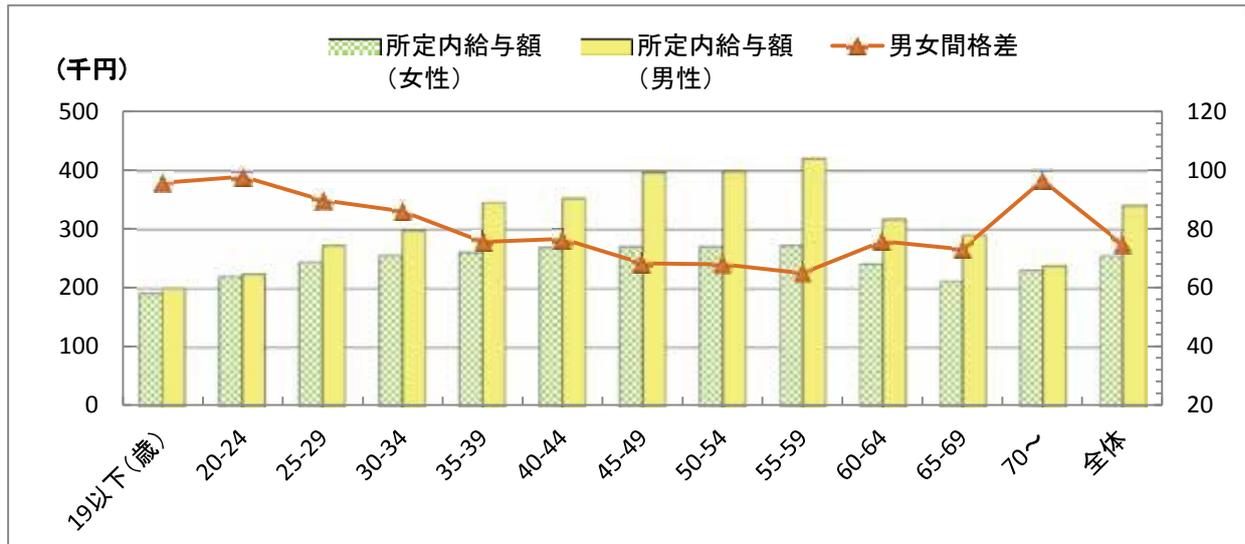


(6) 男女間賃金格差

福岡県における所定内給与額（令和6（2024）年）は、女性255,400円、男性341,000円となっています。年齢階級別でみると、男性の所定内給与額は50代後半まで年齢が上がるにつれ増加していますが、女性の所定内給与額は、30代後半から50代後半まではほぼ横ばいとなっており、平均で約27万円となっています。

また、男性の給与水準を100とした場合の女性の給与水準は74.9となっています。20代後半から90を切り、年齢が上がるにつれて格差は拡大し、50代後半では64.9となります。

〈図表2-9 男女年齢階級別の所定内給与額と男女間格差（福岡県）〉

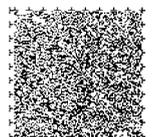


(単位：千円)

令和6年（福岡県）	所定内給与額 （女性）	所定内給与額 （男性）	男女間格差
19以下（歳）	192.0	200.7	95.7
20-24	220.3	225.3	97.8
25-29	245.1	273.1	89.7
30-34	256.3	297.9	86.0
35-39	261.6	346.2	75.6
40-44	269.7	352.5	76.5
45-49	271.0	397.1	68.2
50-54	270.9	398.8	67.9
55-59	272.9	420.7	64.9
60-64	240.9	317.7	75.8
65-69	212.2	290.8	73.0
70~	230.3	238.5	96.6
全体	255.4	341.0	74.9

※所定内給与：きまって支給する給与（毎月、就業規則、労働協定などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与）のうち、超過労働給与を除いたもの

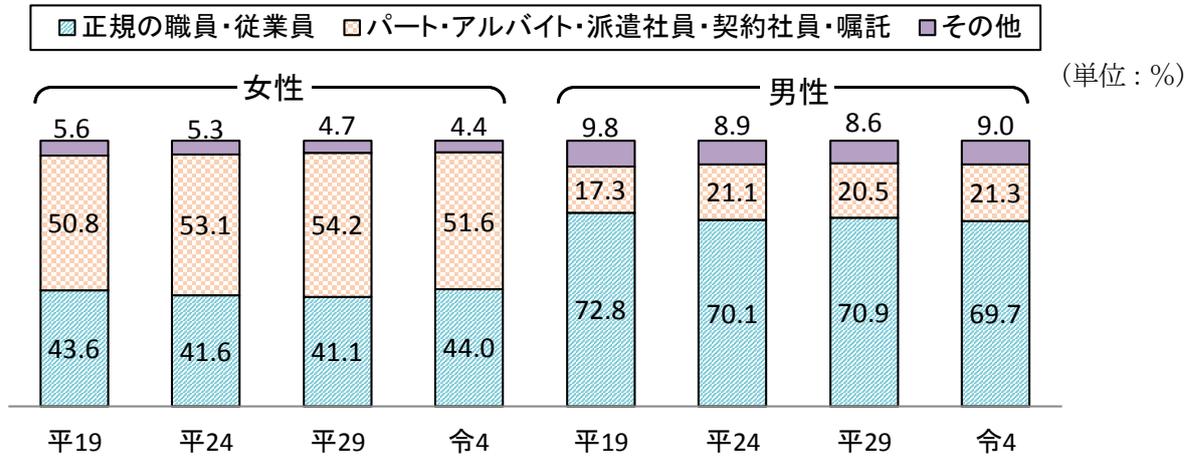
備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）



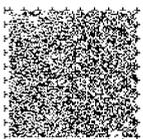
(7) 雇用者に占める非正規雇用者の構成割合

パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規労働については、女性の非正規雇用率が5割を超えるのに対し、男性は2割と男女差が生じています。

《図表2-10 男女の雇用形態（福岡県）》



備考:総務省「就業構造基本調査」

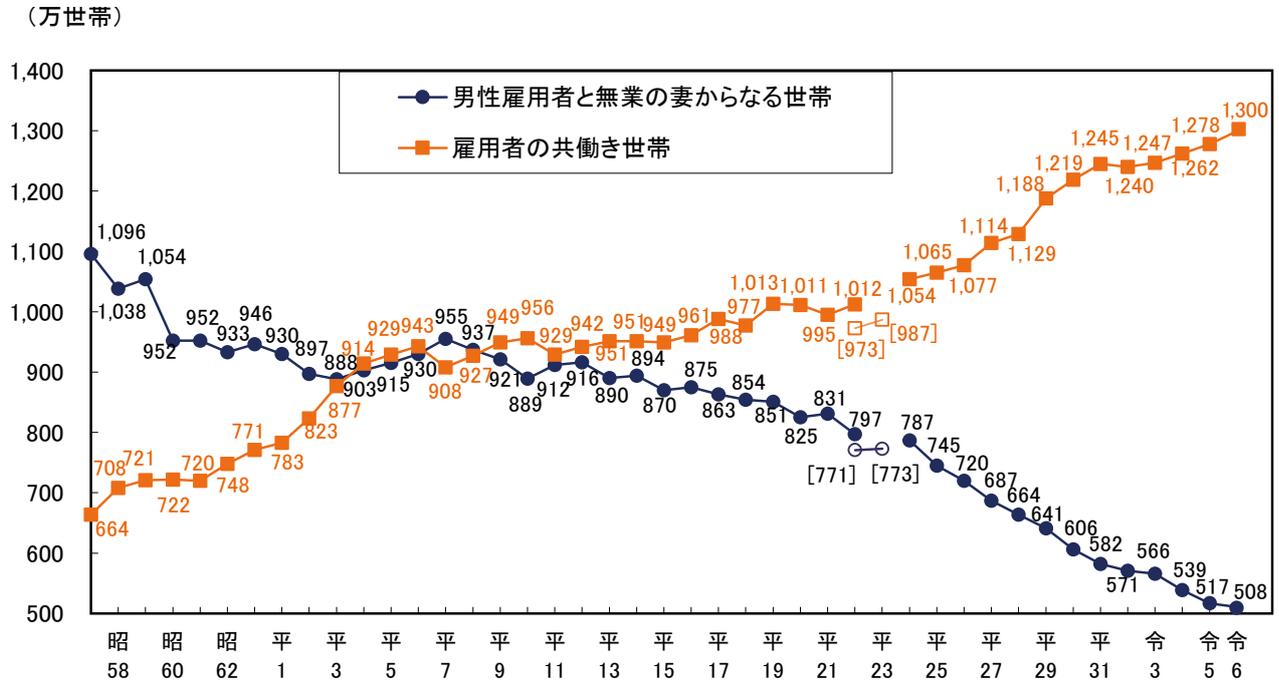


3 仕事と生活の両立の実態

(1) 共働き世帯の推移

夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯数は全国的に増加しており、令和6(2024)年には1,300万世帯と過去最高となりました。一方、雇用者の夫と無業の妻からなる片働き世帯は減少しており、令和6(2024)年は508万世帯となっています。

《図表3-1 共働き等世帯数(全国)》



1. 昭和58年から平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)、14年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び平成23年の[]内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

備考：総務省統計局「労働力調査」

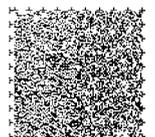
(2) 男女の労働時間

男女別の長時間労働の状況を見ると、年間就業日数200日以上(週間就業時間が60時間以上)の者の割合(以下「長時間労働者の割合」という)は、男性が8.8%、女性が3.6%といずれも全国平均を上回っています。

《図表3-2 男女別長時間労働者の割合(福岡県・全国)》

	女性	男性
福岡県	3.6%	8.8%
全国	2.8%	7.9%

備考：総務省「就業構造基本調査」(令和4年)



(3) 家事や育児など家庭内の役割分担

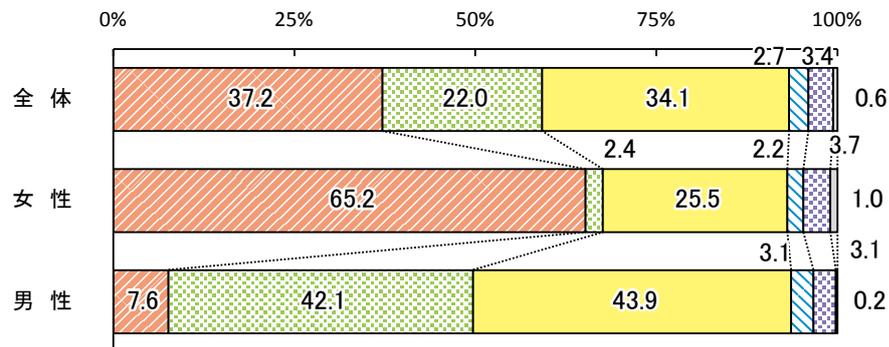
「炊事・掃除・洗濯などの家事」を主に行うのは、女性では「自分」とする人の割合が約6.5割に対し、男性では「パートナー」とする人の割合が約4割となっています。

「育児・子どものしつけ」や「親の介護」についても、女性では「自分」とする人の割合が最も多い一方、男性では「自分・パートナー同程度」とする人の割合が最も多くなっており、男女間での認識の違いが見られます。

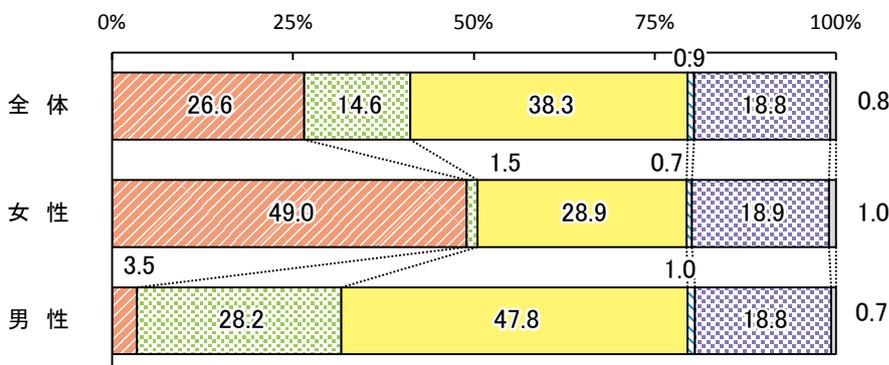
また、福岡県内の夫婦の生活時間を比較した場合、夫の家事関連時間は、夫婦と子どもの世帯で一日に1時間2分、共働き世帯で51分であるのに対し、妻は、夫婦と子どもの世帯で一日に5時間38分、共働き世帯で5時間13分と夫と妻の間で大きな開きがあります。

《図表3-3 家庭内の役割分担の状況（福岡県）》

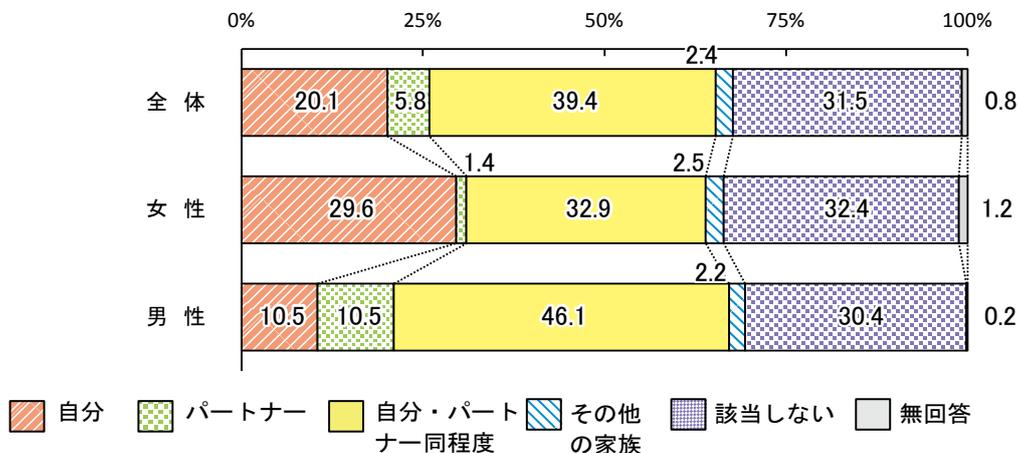
【炊事・掃除・洗濯などの家事】



【育児・子どものしつけ】

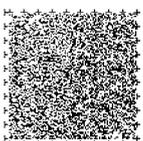


【親の介護】

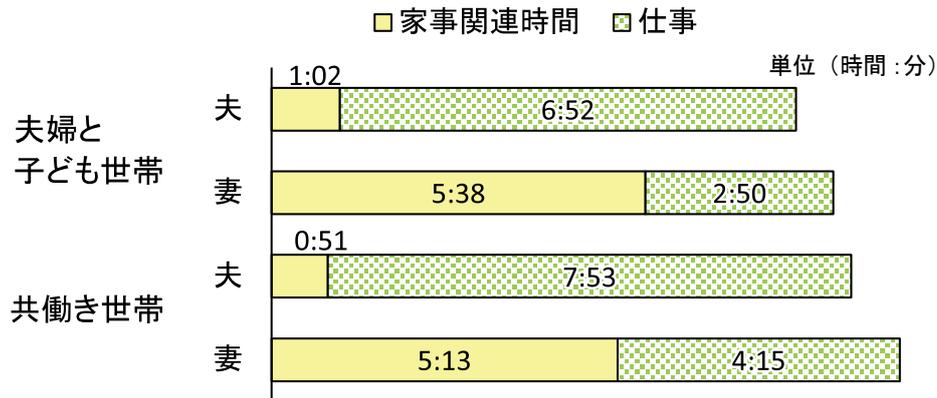


自分
 パートナー
 自分・パートナー同程度
 その他の家族
 該当しない
 無回答

備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



《図表3-4 夫婦と子ども世帯・共働き世帯の一日の家事関連時間（福岡県）》



家事関連時間……「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の時間
 夫婦と子ども世帯 …夫婦の有業は問わず子どものいる世帯
 共働き世帯 ……子どもの有無を問わず夫婦とも有業の世帯
 備考：総務省「社会生活基本調査」（令和3年）

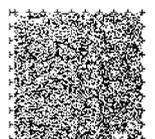
（4）男女別育児休業、介護休業制度の利用状況

県内事業所における育児休業の取得率は、女性は95.7%、男性は54.6%となっており、男性の育児休業取得率は大きく上昇しているものの、女性に比べると依然として低い状況です。

《図表3-5 男女別育児休業取得率（福岡県）》

	女性	男性
平成28年	94.6%	3.7%
令和5年	95.7%	54.6%

備考：福岡県「令和6年度育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」

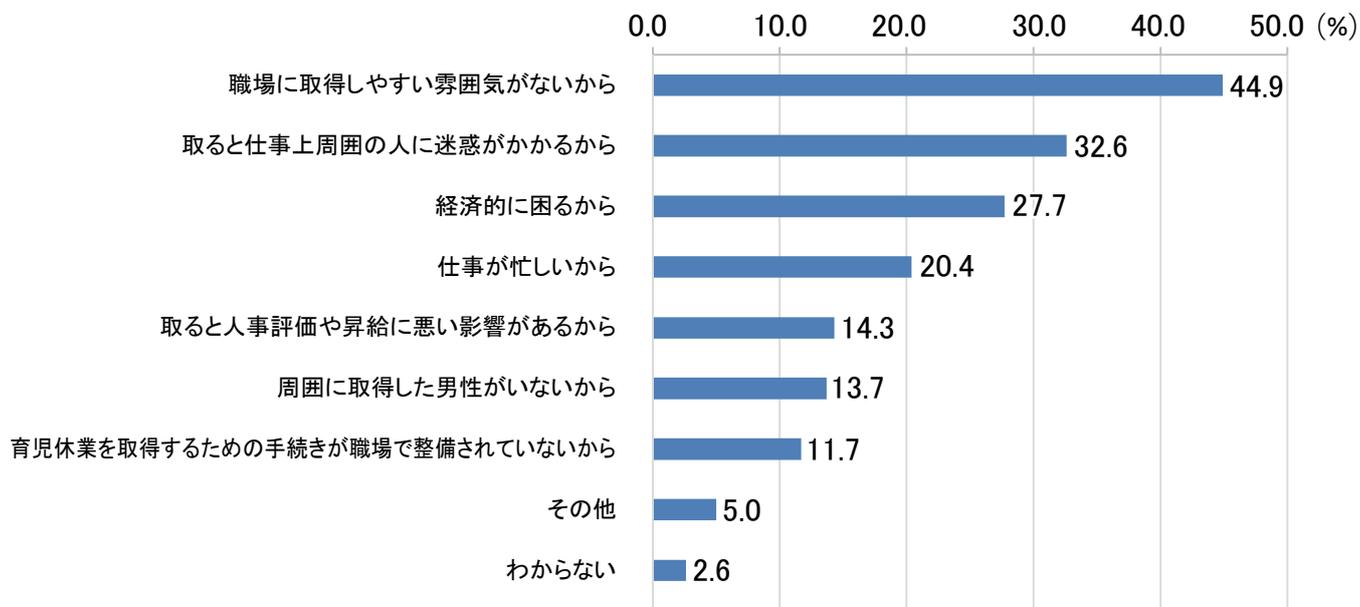


(5) 育児休業、介護休業についての意識

男性が育児休業を取得しない（できない）理由として、「職場に取得しやすい雰囲気がないから」が44.9%と最も多くなっています。

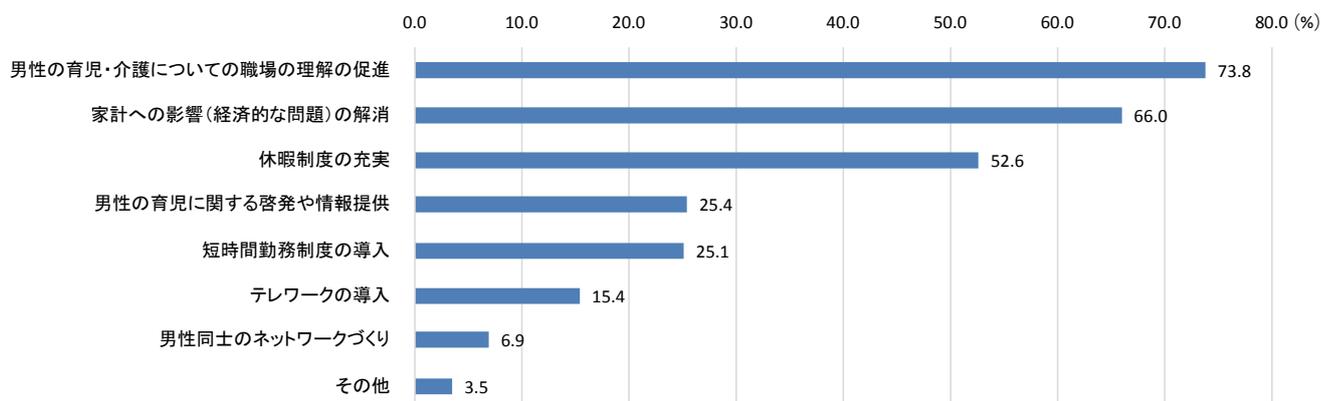
また、男女がともに育児・介護を担うために必要なこととして、「男性の育児・介護についての職場の理解の促進」が73.8%と最も多くなっています。

《図表3-6 男性が育児休業を取得しない（できない）理由（福岡県）》

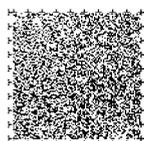


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

《図表3-7 男女がともに仕事・介護を担うために必要なこと（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

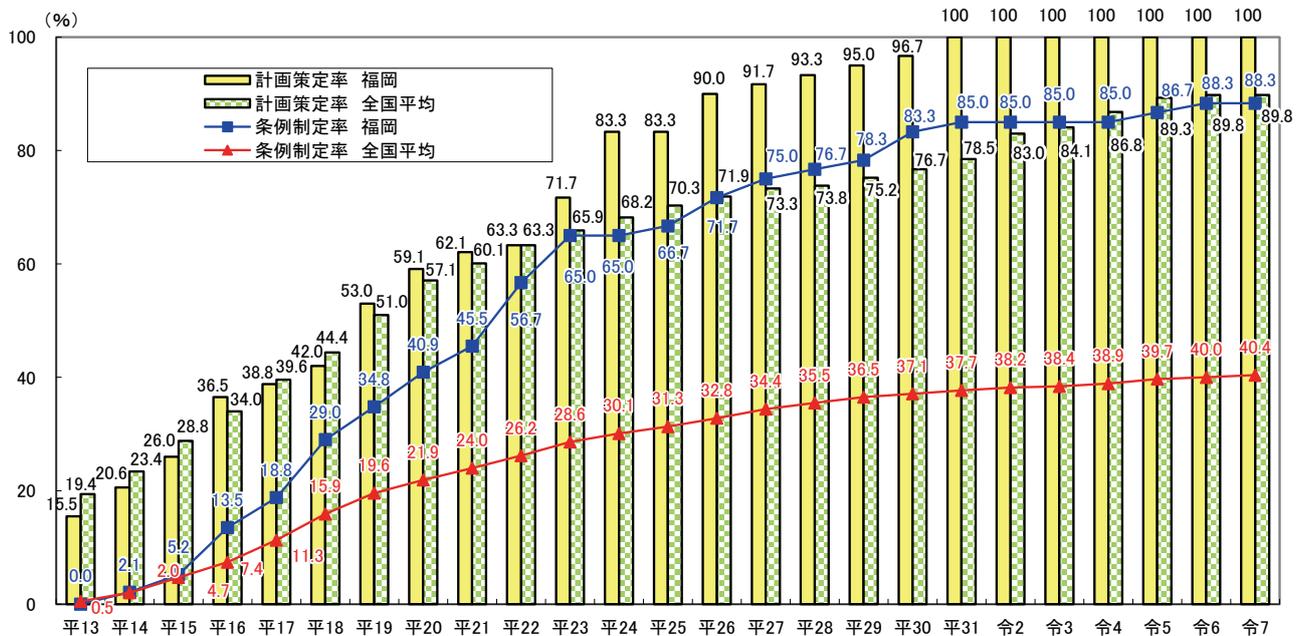


4 地域における男女共同参画の状況

(1) 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定の状況

男女共同参画に関する条例を制定している市町村は、県内60市町村中53市町村となっています。また、男女共同参画に関する計画は県内全市町村が策定しています。(いずれも令和7(2025)年4月1日現在)

《図表4-1 市町村の男女共同参画に関する条例制定率・計画策定率(福岡県・全国)》

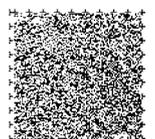
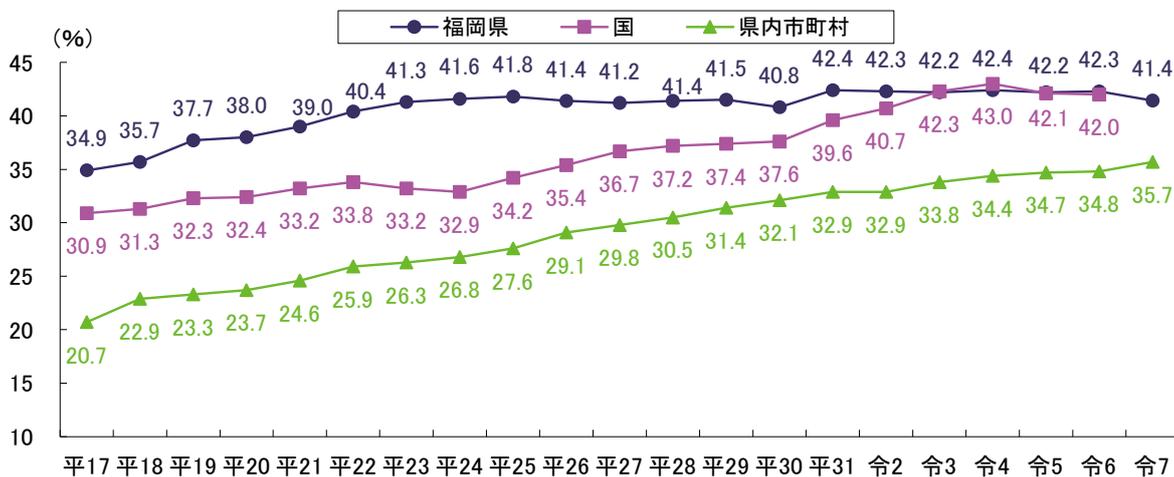


備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

(2) 審議会等に占める女性委員比率

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、令和7(2025)年4月1日現在で41.4%と平成22(2010)年から16年連続で40%以上を維持しています。また、県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、平成28(2016)年以降10年連続で30%以上を維持しています。

《図表4-2 審議会等における女性委員比率(福岡県・全国)》



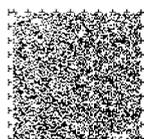
令和6年	審議会等数	うち女性委員を含む数	委員総数	うち女性委員の数	女性比率(%)
福岡県	90	90	1,282	531	41.4
県内市町村	1,752	1,613	20,366	7,267	35.7
市(政令市含む)	1,086	1,038	13,637	5,132	37.6
町村	666	575	6,729	2,135	31.7

(注) 福岡県・・・登用目標設定の対象である審議会等
 国・・・国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等
 県内市町村・・・地方自治法第202条の3に基づく審議会等

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和7年度)、福岡県調べ」

市町村の審議会等における女性委員の登用状況をみると、最も比率が高いのは北九州市(48.4%)であり、久留米市(45.7%)、古賀市(44.8%)と続いています。

比率が高い市町村と低い市町村では、最大で34.6ポイントの開きがあります。



《図表4-3 市町村の審議会等における女性委員の登用状況》

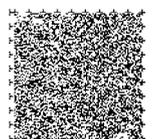
(女性の比率が高い順に表示)

市町村名	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
1 北九州市	65	65	1,324	641	48.4
2 久留米市	77	77	1,084	495	45.7
3 古賀市	25	25	232	104	44.8
4 大野城市	33	33	332	145	43.7
5 嘉麻市	50	49	559	234	41.9
6 糸田町	24	23	231	95	41.1
7 筑前町	32	29	425	171	40.2
8 福津市	58	57	653	261	40.0
9 筑後市	26	25	276	108	39.1
10 飯塚市	75	75	851	329	38.7
11 宗像市	42	42	429	163	38.0
12 志免町	25	24	305	116	38.0
13 うきは市	33	33	397	150	37.8
14 福岡市	72	72	1,525	571	37.4
15 小郡市	31	30	345	129	37.4
16 築上町	45	42	436	162	37.2
17 大木町	14	14	146	54	37.0
18 粕屋町	27	22	255	94	36.9
19 筑紫野市	33	33	334	122	36.5
20 朝倉市	31	28	342	124	36.3
21 岡垣町	29	29	295	107	36.3
22 遠賀町	37	36	322	117	36.3
23 大牟田市	49	44	502	180	35.9
24 久山町	6	5	99	35	35.4
25 中間市	28	25	368	130	35.3
26 八女市	10	10	161	56	34.8
27 みやま市	20	19	202	70	34.7
28 小竹町	24	24	223	77	34.5
29 那珂川市	38	37	422	144	34.1
30 水巻町	33	27	422	144	34.1
31 直方市	35	31	414	137	33.1
32 糸島市	41	40	497	163	32.8
33 福智町	21	19	207	67	32.4
34 広川町	13	9	108	34	31.5
35 吉富町	23	21	239	75	31.4
36 行橋市	12	9	112	35	31.3
37 太宰府市	32	31	307	96	31.3
38 豊前市	24	20	236	73	30.9
39 田川市	36	34	353	108	30.6
40 荇田町	30	27	349	106	30.4
41 みやこ町	28	24	259	75	29.0
42 篠栗町	20	17	195	56	28.7
43 芦屋町	36	33	327	92	28.1
44 大刀洗町	13	11	136	38	27.9
45 春日市	26	24	271	75	27.7
46 宇美町	22	17	203	56	27.6
47 大川市	10	8	136	37	27.2
48 新宮町	16	10	218	58	26.6
49 柳川市	55	48	798	210	26.3
50 桂川町	17	15	181	46	25.4
51 川崎町	12	10	95	24	25.3
52 鞍手町	32	25	311	78	25.1
53 宮若市	19	14	175	42	24.0
54 添田町	31	24	234	54	23.1
55 香春町	23	16	213	49	23.0
56 須恵町	12	9	106	22	20.8
57 上毛町	14	10	124	24	19.4
58 大任町	7	3	65	9	13.8
59 赤村	0	0	0	0	0.0
60 東峰村	-	-	-	-	-
計	1,752	1,613	20,366	7,267	35.7

※ 令和7年4月1日現在（ただし、北九州市は令和7年6月1日、福岡市は令和7年8月1日、春日市は令和7年8月31日、福津市は令和7年3月31日、吉富町は令和7年9月1日、上毛町は令和7年5月1日現在の数値）

※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としている。なお、広域で設置している審議会等は含んでいない。

備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）及び福岡県調べ

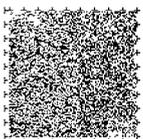


〈図表4-4 市町村の男女共同参画に関する条例制定・計画策定・総合的な施設の整備状況〉
令和7年4月1日現在

男女共同参画に関する条例：53 市町村で制定（27 市 24 町 2 村）
 男女共同参画に関する計画：60 市町村で策定（29 市 29 町 2 村）
 男女共同参画・女性のための総合的な施設：18 市町で整備（17 市 1 町）



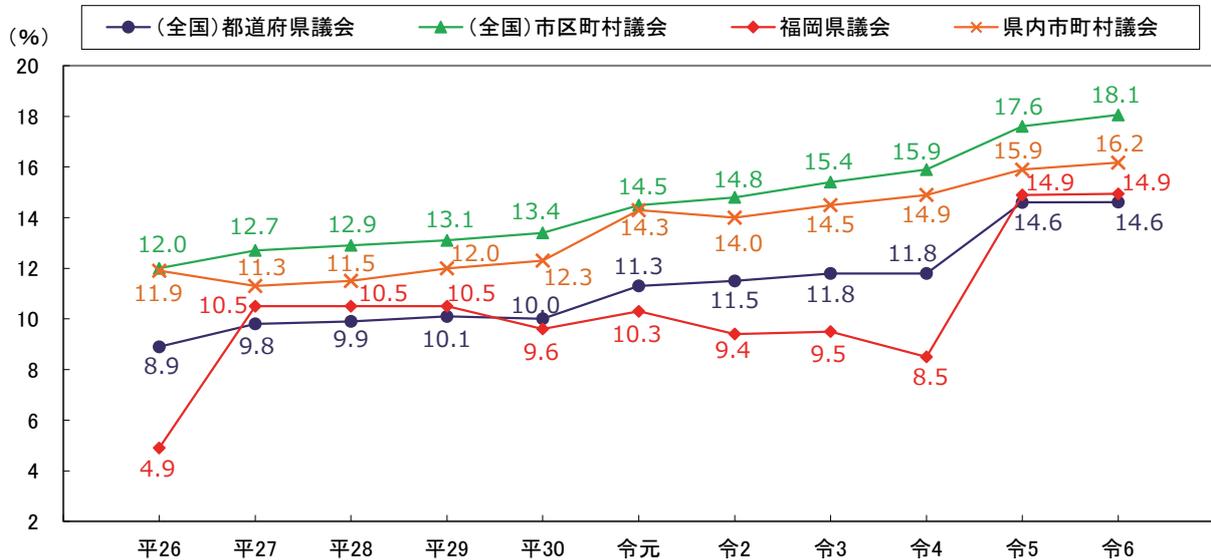
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ



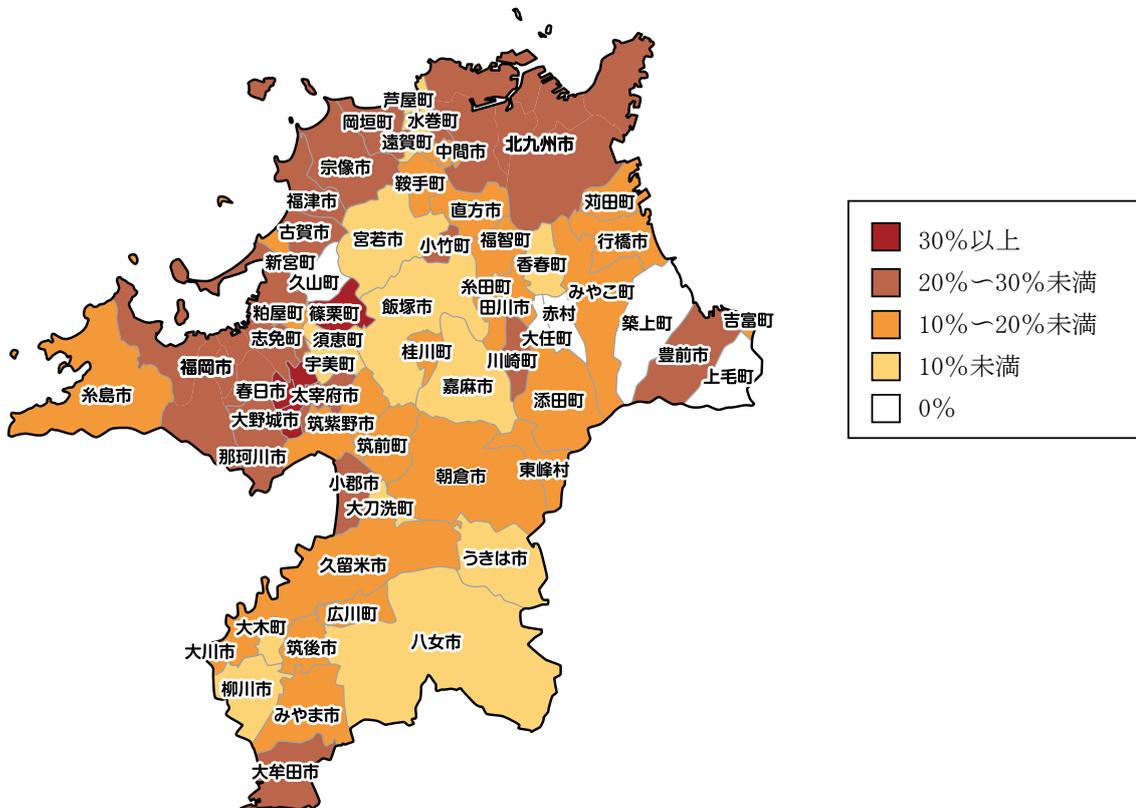
(3) 地方議会議員に占める女性の割合

福岡県議会議員に占める女性の割合は、令和6(2024)年12月現在で14.9%となっています。県内の市町村議会議員に占める女性の平均比率は、令和6(2024)年12月現在で16.2%となっており、前年度より増加しています。

《図表4-5 地方議会議員に占める女性の割合(全国・福岡県)》

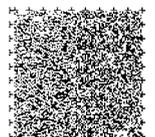


備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(令和6年12月31日現在)



備考：総務省 地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調、割合は総務省資料より作成

(令和6年12月31日現在)



市町村ごとに見ると、市町村議会議員に占める女性の割合が、30%以上の市町村が4市町、20%以上30%未満の市町村が14市町、10%以上20%未満の市町村が23市町村、10%未満の市町村が14市町、1人もいない市町村が5市町村となっています。

福岡県議会議員選挙における候補者に占める女性の割合は、令和5(2023)年時点で15.1%、当選者の割合は14.9%となっています。また、福岡県議会における両立支援の状況について、議員本人の出産や育児、家族の介護等については欠席事由として明記されています。

市町村の状況については、「第3部 市町村における男女共同参画の推進状況」の「4 政治分野の推進状況」に掲載しています。

《図表4-7 福岡県議会議員選挙における候補者及び当選者の状況》

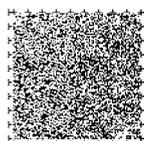
	定数	候補者数		候補者数に占める女性の割合	当選者数		当選者数に占める女性の割合
		男性	女性		男性	女性	
平成27年	86	117	14	10.7%	77	9	10.5%
平成31年	87	111	12	9.8%	78	9	10.3%
令和5年	87	107	19	15.1%	74	13	14.9%

備考：福岡県選挙管理委員会調べ

《図表4-8 福岡県議会における両立支援の状況》

欠席事由	議員本人の出産	明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている
	休業期間	労働基準法第65条に定める産前産後休業期間と同等
	報酬の減額規定	あり
	配偶者の出産	明記した規定がある
	育児	明記した規定がある
	家族の看護	明記した規定がある
	家族の介護	明記した規定がある
	疾病	明記した規定がある
	その他	明記した規定がある (公務及び配偶者の出産補助その他やむを得ない事由)
男女共同参画に関する研修状況等	議会におけるハラスメント防止に関する取組	行っている
	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを除く)	行っておらず、今後取組む予定もない
議会内設備	保育施設	なし
	授乳室	授乳等に必要の場所の設置または提供がされている(臨時のものも含む)

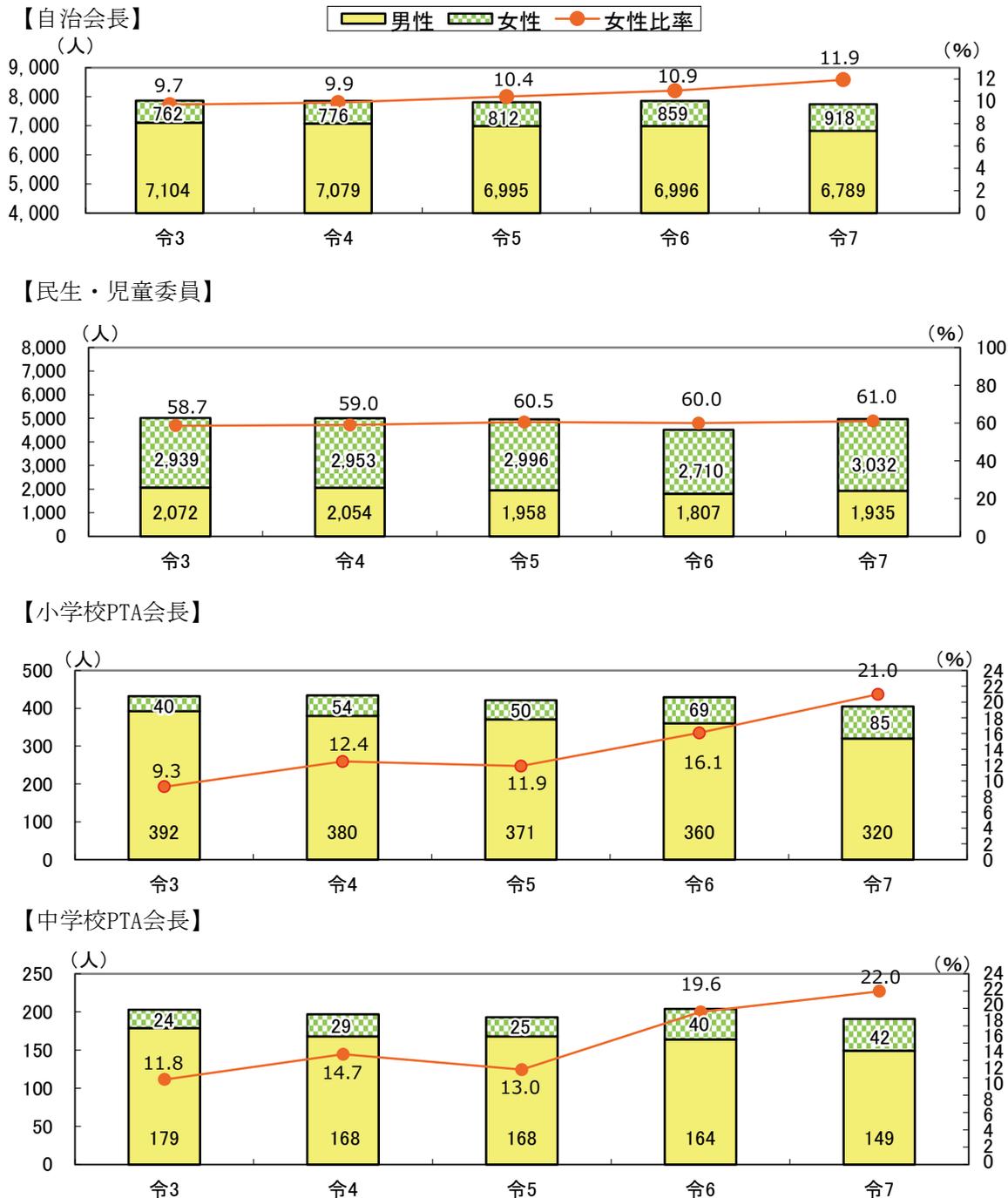
備考：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和7年度)より福岡県男女共同参画推進課作成



(4) 地域における女性の参画

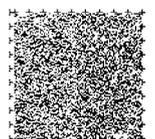
自治会長における女性の割合は前年から1.0ポイント増加し、11.9%となりました。また、民生・児童委員における女性の割合は前年から1.0ポイント、小学校PTA会長における女性の割合は、4.9ポイント、中学校PTA会長における女性の割合は、2.4ポイント、それぞれ増加しています。

《図表4-9 地域における役職等への女性の参画状況（福岡県）》



※ 民生・児童委員、小学校PTA会長、中学校PTA会長については、政令指定都市を含まない。
義務教育学校、小中一貫校については中学校PTA会長に含む。

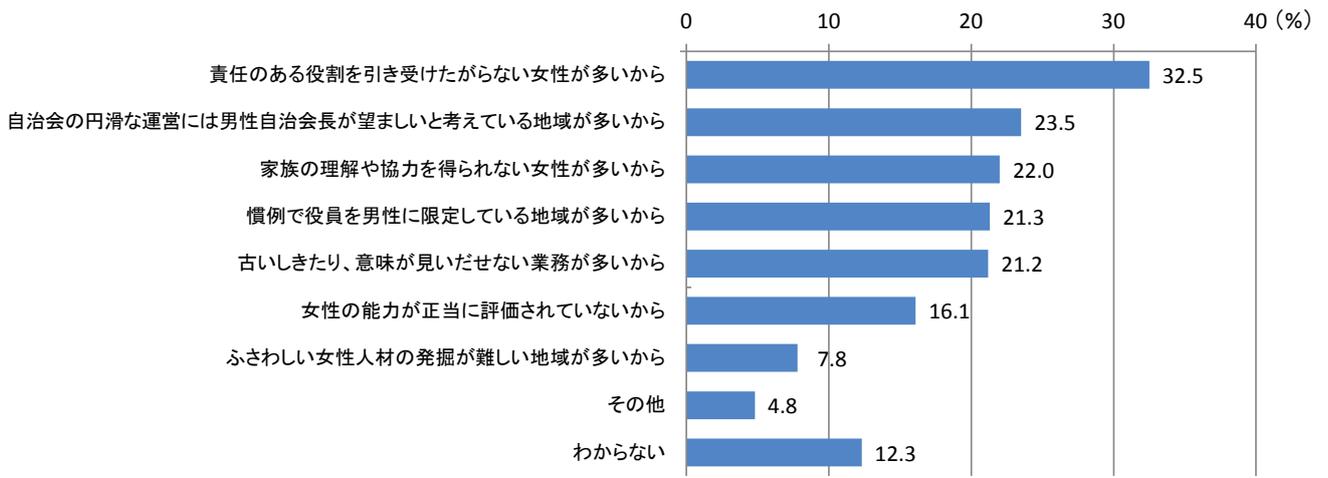
備考：自治会長は内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和7年度）より福岡県男女共同参画推進課作成、その他は福岡県男女共同参画推進課調べ



自治会の役員に女性が少ない理由として「責任のある役割を引き受けたくない女性が多いから」(32.5%)が最も高く、次いで「自治会の円滑な運営には男性自治会長が望ましいと考えている地域が多いから」(23.5%)、「家族の理解や協力を得られない女性が多いから」(22.0%)、「慣例で役員を男性に限定している地域が多いから」(21.3%)の順になっています。

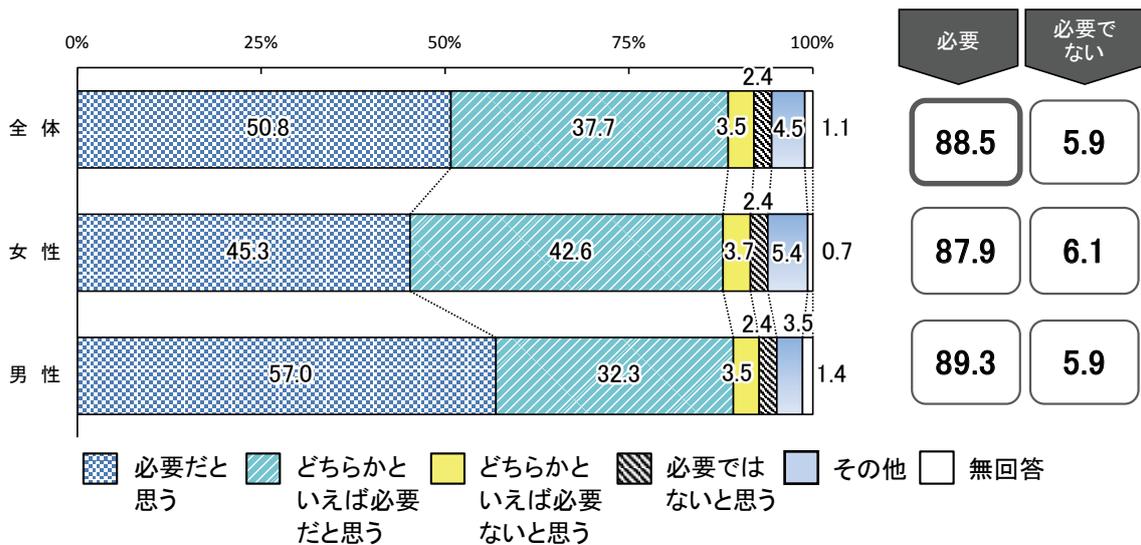
一方、自治会の役員など意思決定の場へ積極的に女性が参加することについては、88.5%の人が「必要」としています。

《図表4-10 自治会役員に女性が少ない理由(福岡県)》

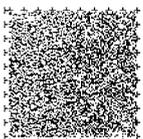


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和6年度)

《図表4-11 地域の意思決定の場に女性が積極的に参加することについて(福岡県)》

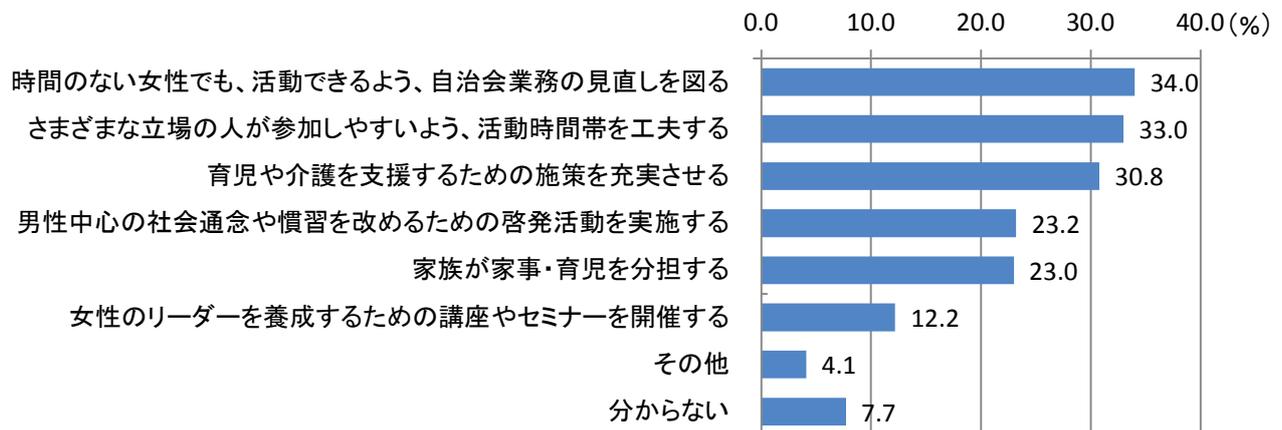


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和6年度)

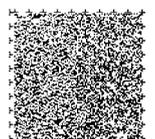


また、地域活動において女性リーダーを増やすために必要なこととして、「時間のない女性でも、活動できるよう、自治会業務の見直しを図る」が34.0%と最も高く、次いで「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」が33.0%、「育児や介護を支援するための施策を充実させる」が30.8%となっています。

《図表4-12 地域の女性リーダーを増やすために必要なこと（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



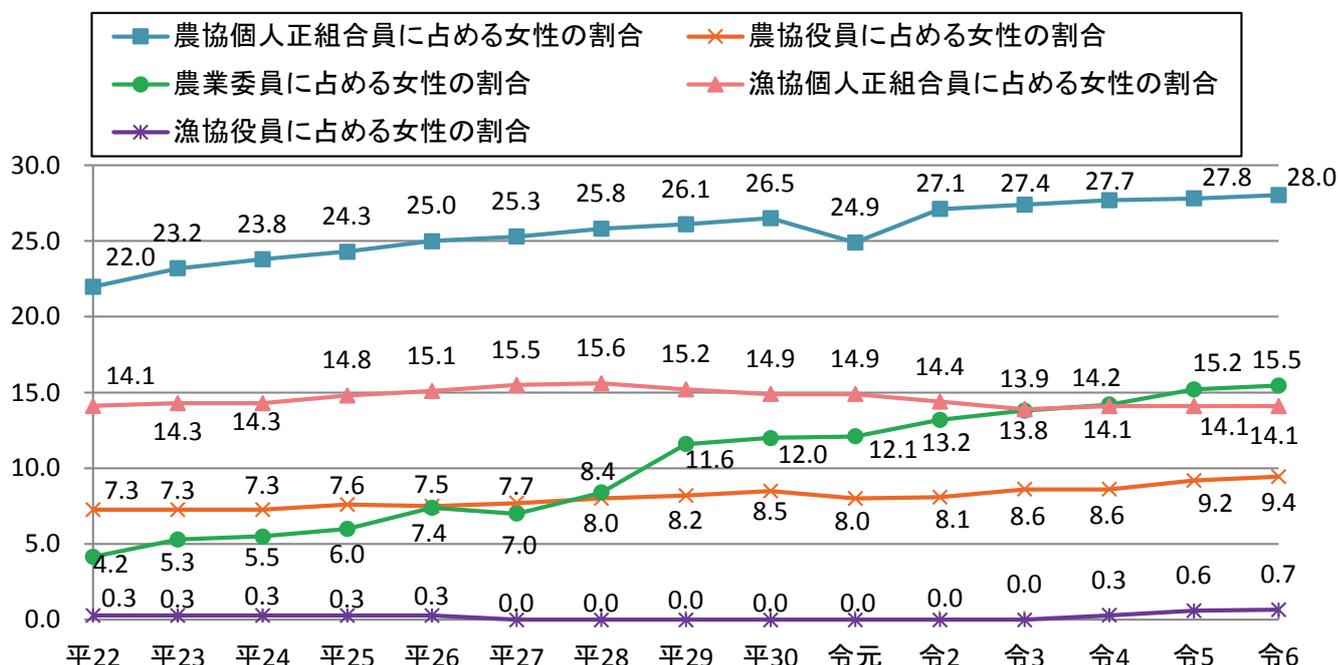
(5) 農業、漁業における女性の参画

農協の個人正組合員に占める女性の割合は増加傾向にあり、28.0%が女性(令和6(2024)年度末時点)となっています。また、農業委員に占める女性の割合及び農協役員に占める女性の割合も上昇傾向にあります。

一方、漁協の個人正組合員に占める女性の割合は、平成28(2016)年をピークに減少傾向にあります。また、漁協の役員に占める女性の割合は伸び悩んでいます。

家族経営協定の締結数は令和6(2024)年度は2,339件で、減少傾向にあります。加工品の開発などを行う女性農林漁業者の起業数は増加しており、女性の経営参画が進んできています。

《図表4-13 農協・漁協等における女性の参画状況(福岡県)》

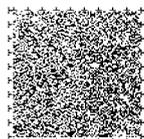


備考：農業委員：各年10月1日現在(農林水産省経営局調べ)
 農 協：各事業年度末(3月末現在)(福岡県農林水産部団体指導課調べ)
 漁 協：各事業年度末(3月末現在)(福岡県農林水産部漁業管理課調べ)

《図表4-14 家族経営協定の締結数、女性農林漁業者による起業数(福岡県)》

	令2	令3	令4	令5	令6
家族経営協定の締結数	2,690	2,616	2,622	2,329	2,339
女性農林漁業者による起業数	344	343	357	360	379

備考：福岡県農林水産部経営技術支援課調べ



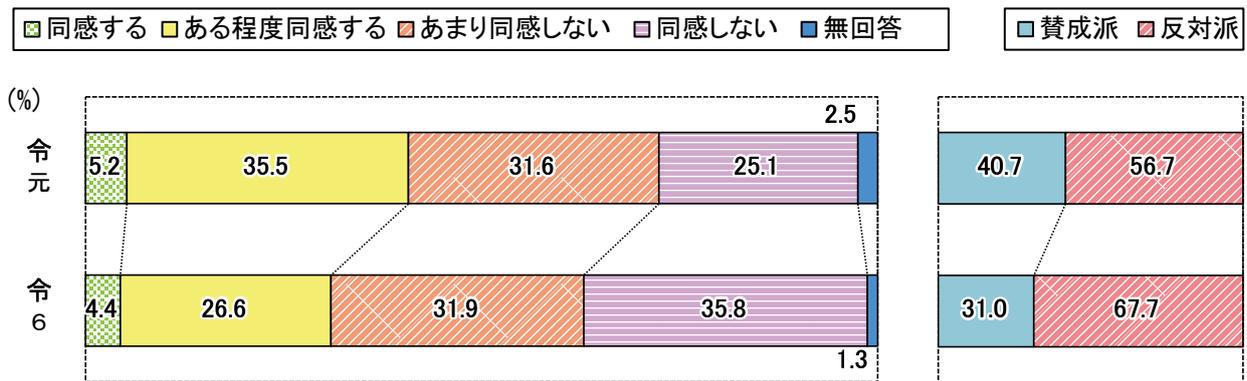
5 県民の意識

(1) 固定的性別役割分担意識について

意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」「あまり同感しない」と考える人を合わせた『反対派』の割合が7割弱を占め、「同感する」「ある程度同感する」と考える人を合わせた『賛成派』の割合を上回り、固定的な性別役割分担の考え方を容認しない人が前回調査と比較し11.0ポイント増えています。

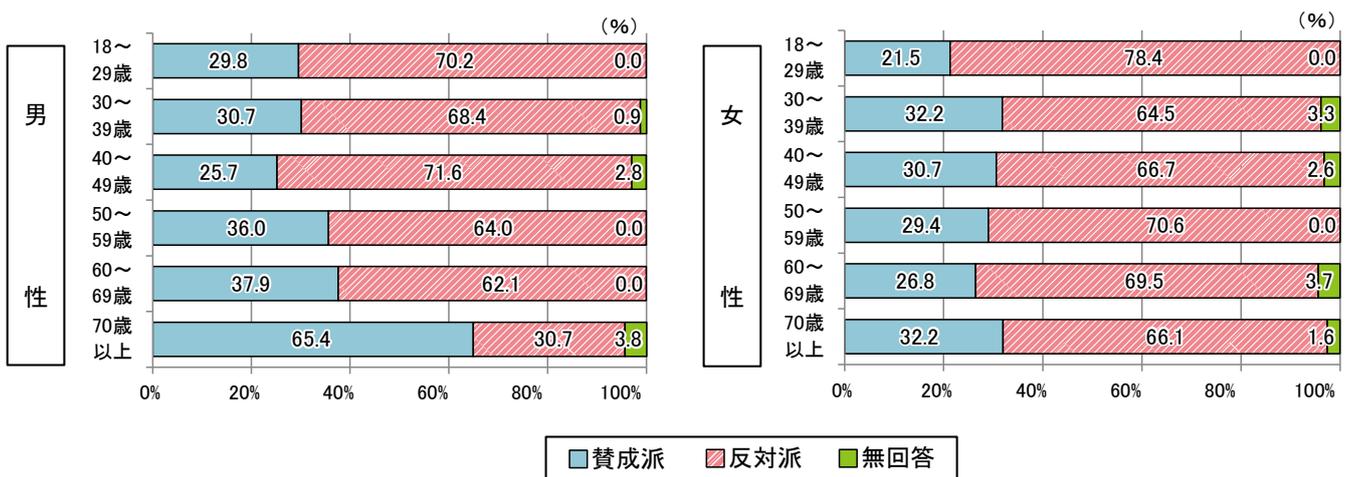
年代別で見ると、女性は、全ての世代において、『反対派』が半数を上回っており、男性は、70歳以上を除く世代では『反対派』が各世代で過半数を占めています。

《図表5-1 性別役割分担意識〔全体〕（福岡県）》



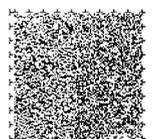
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和元年度、令和6年度）

《図表5-2 性別役割分担意識〔性別・年代別〕（福岡県）》



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計100%にならないことがあります。

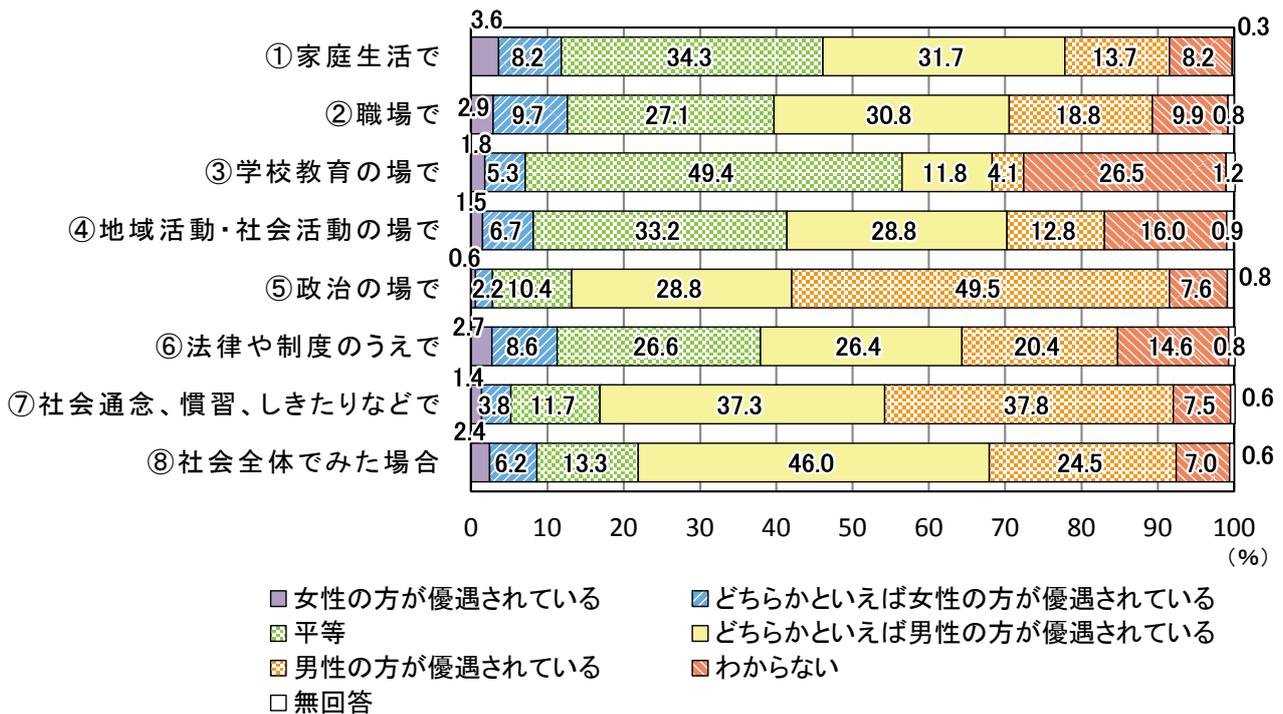
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



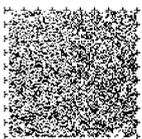
(2) 男女の地位の平等感について

男女の地位が平等になっているかどうかについて、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性の方が優遇されている」と考える人を合わせた『男性優遇』が、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」においては7割を超えており、依然として男性が優遇されていると感じる状況にあることがうかがえます。一方、「学校教育の場」では唯一「平等」が約5割となっています。

《図表5-3 男女の地位の平等感（福岡県）》

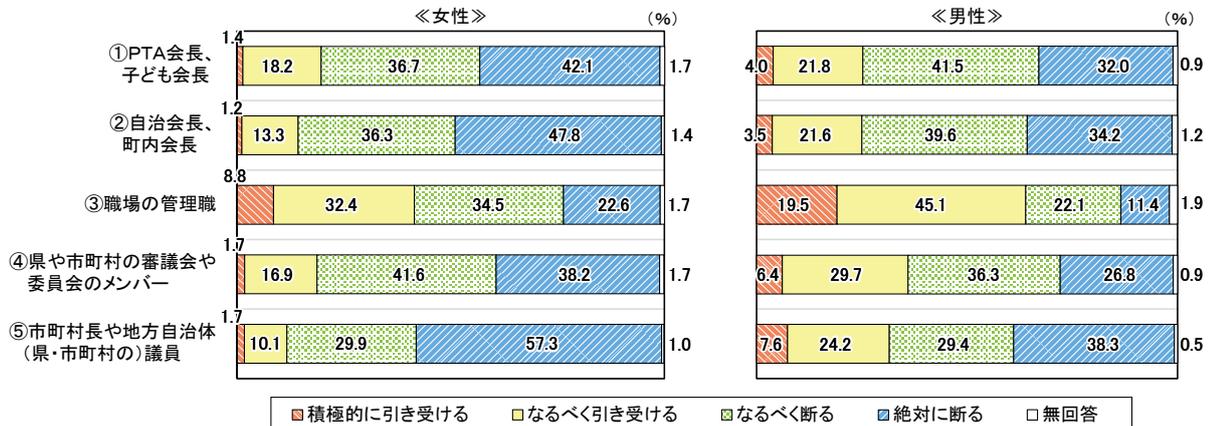


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）



(3) 役職・公職への就任について

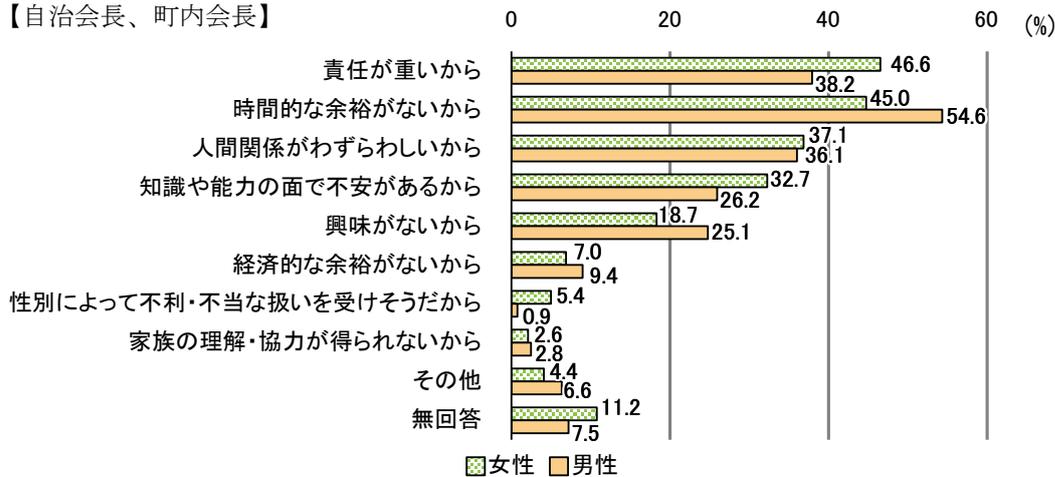
役職、公職への就任や立候補を依頼された場合、男性よりも女性の方が「断る」と回答する人の割合が高くなっています。「自治会長、町内会長」への就任を断る理由として、男女ともに「責任が重いから」、「時間的な余裕がないから」、「人間関係がわずらわしいから」をあげる人が多く、「職場の管理職」への就任を断る理由は、上記に加え、「知識・能力の面で不安があるから」をあげる人が多くなっています。



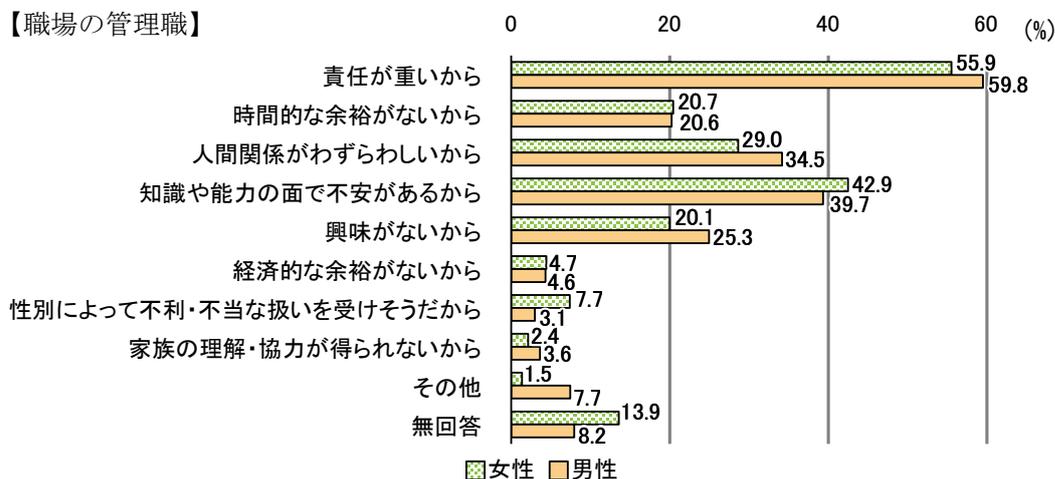
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

＜図表5-5 役職・公職への就任を断る理由（福岡県）＞

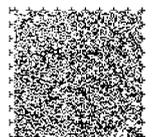
【自治会長、町内会長】



【職場の管理職】



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

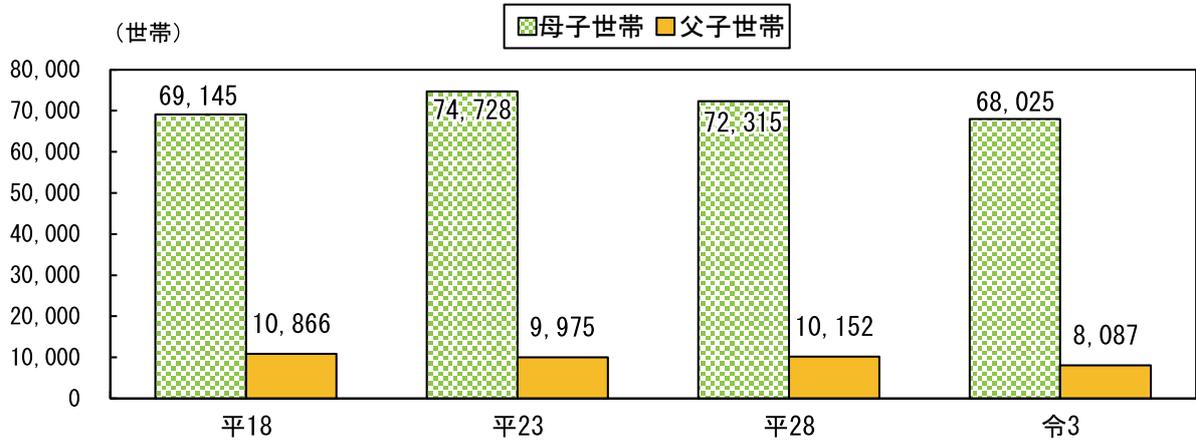


6 ひとり親世帯の状況

(1) ひとり親世帯等の世帯数

令和3(2021)年11月1日現在における母子世帯の世帯数は、68,025世帯、父子世帯の世帯数は8,087世帯で、平成28(2016)年に比べ、どちらも減少しています。

《図表6-1 ひとり親世帯の世帯数(福岡県)》



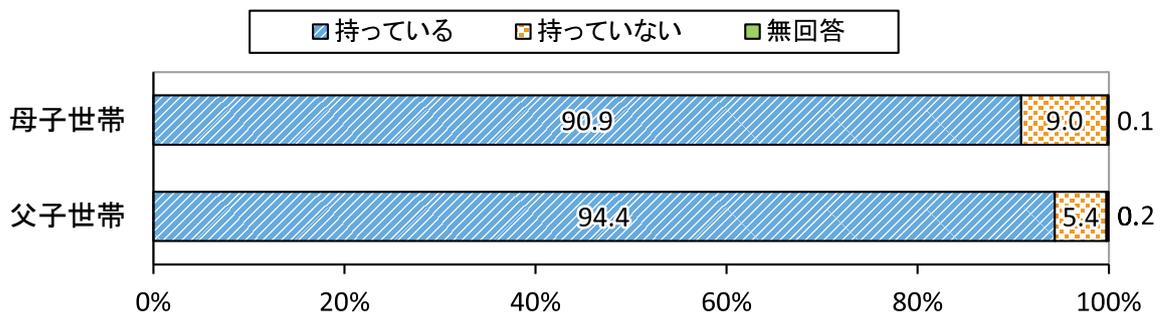
※ 母子世帯、父子世帯の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数(政令・中核市含む。)

備考: 福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

(2) 母子世帯の母親・父子世帯の父親就労の状況

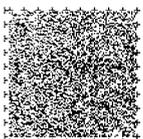
母子世帯の母親の90.9%は仕事を持っていますが、その約半数は派遣・契約社員、パートタイマーなどの非正規雇用です。母子世帯の平均年間税込収入は276万円となっています。一方、父子世帯の仕事を持っている父親は72.6%が正社員・正職員で、平均年間税込収入は469万円となっており、母子世帯の約1.7倍以上となっています。

《図表6-2 母子世帯の母親、父子世帯の父親の仕事の有無(福岡県)》

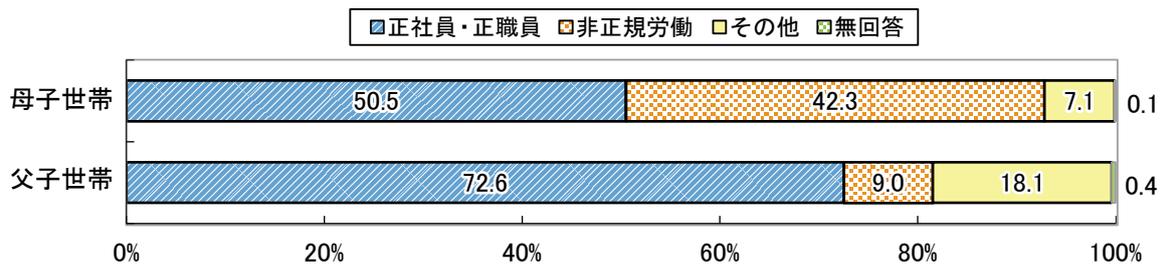


※政令・中核市除く

備考: 福岡県「ひとり親世帯等実態調査」(令和3年度)



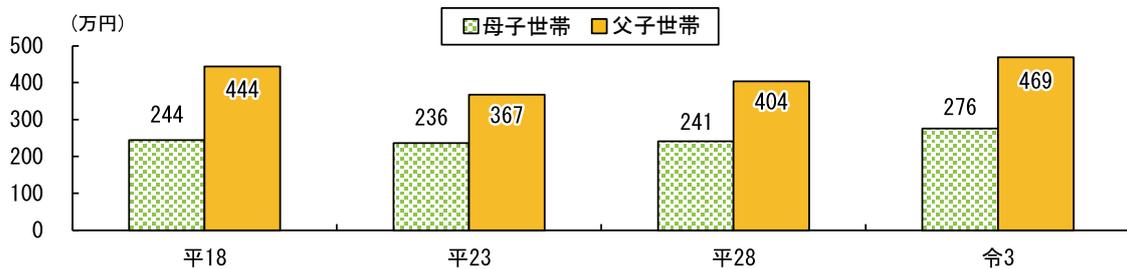
《図表6-3 母子世帯の母親、父子世帯の父親の就労形態（福岡県）》



※政令・中核市除く

備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」（令和3年度）

《図表6-4 母子世帯、父子世帯の平均年間税込収入（福岡県）》



※政令・中核市除く（久留米市は平成18年まで含まれ、平成23年以降は含まれない）

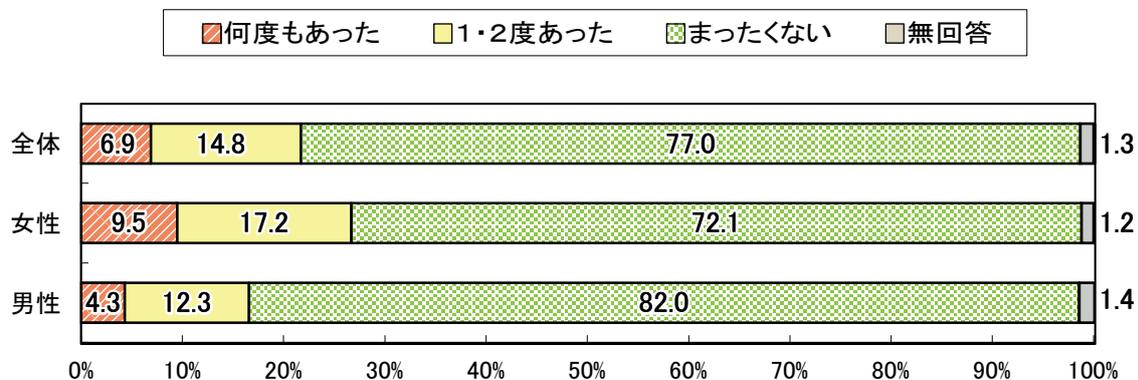
備考：福岡県「ひとり親世帯等実態調査」

7 女性等に対する暴力の状況

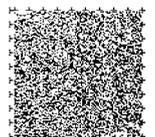
(1) 配偶者や交際相手からの暴力被害の経験

配偶者や交際相手から身体的、精神的、性的暴力のいずれかの暴力を一度でも受けたことのある人の割合は、県内では女性が26.7%、男性が16.6%となっています。また、被害を受けた人のうち、暴力を受けたことについて、相談しなかった女性は58.2%、男性は74.0%となっており、被害を受けても誰にも相談できずに一人で悩んでいる人が多くいることがうかがえます。

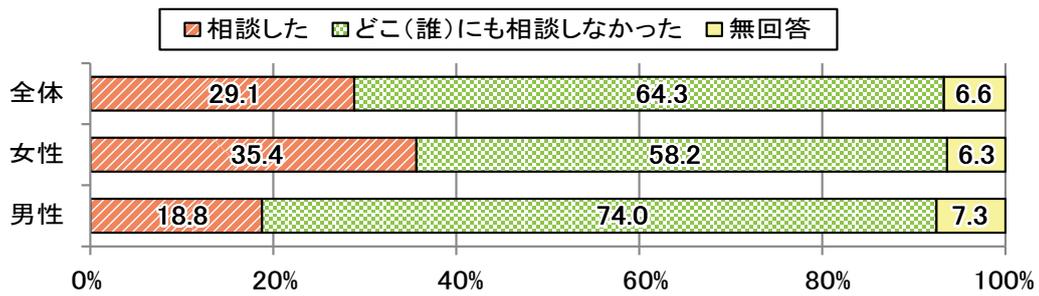
《図表7-1 DV（配偶者や交際相手からの暴力）被害の経験（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

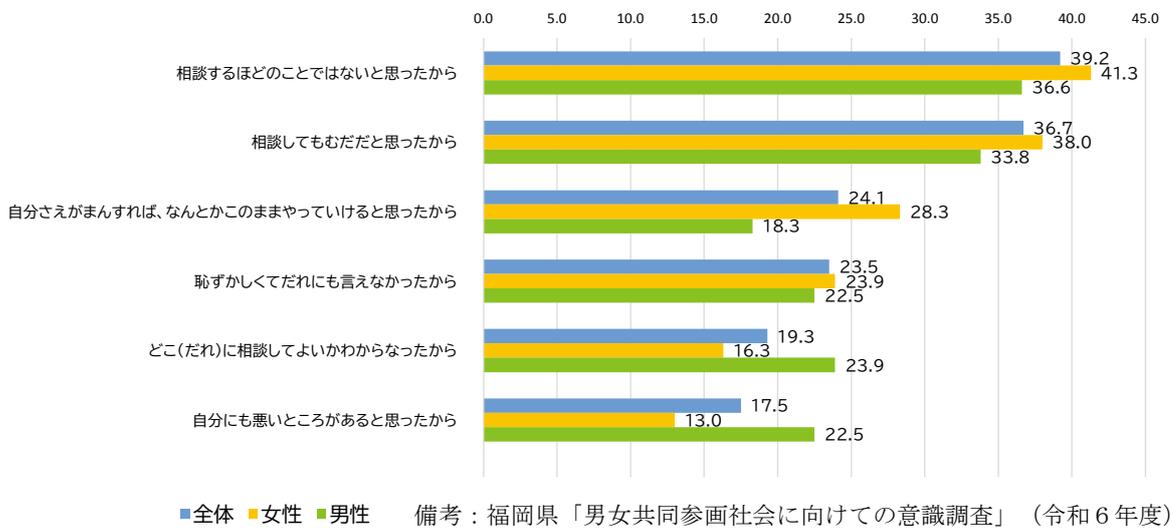


《図表7-2 DVについての相談の有無（福岡県）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

《図表7-3 DVについての相談をしなかった理由（福岡県）（上位6位）》

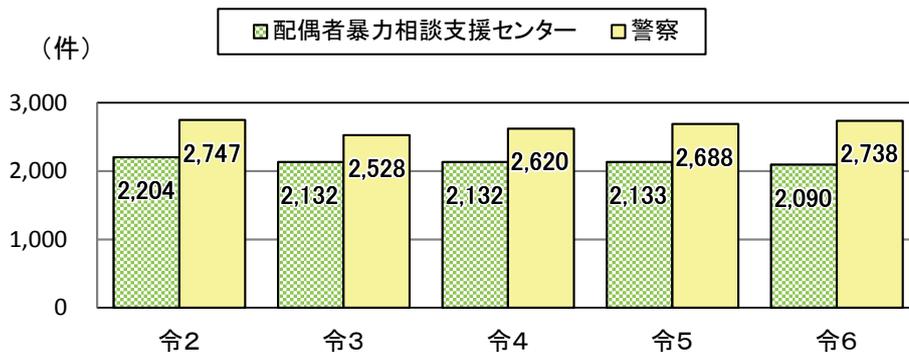


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

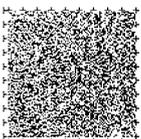
（2）配偶者からの暴力についての相談件数

福岡県の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和6（2024）年度は、2,090件で令和5（2023）年度と比較して43件減少しています。県内の警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は令和6（2024）年は2,738件で前年から50件増加しました。

《図表7-4 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数^{※1}及び警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数^{※2}（福岡県）》



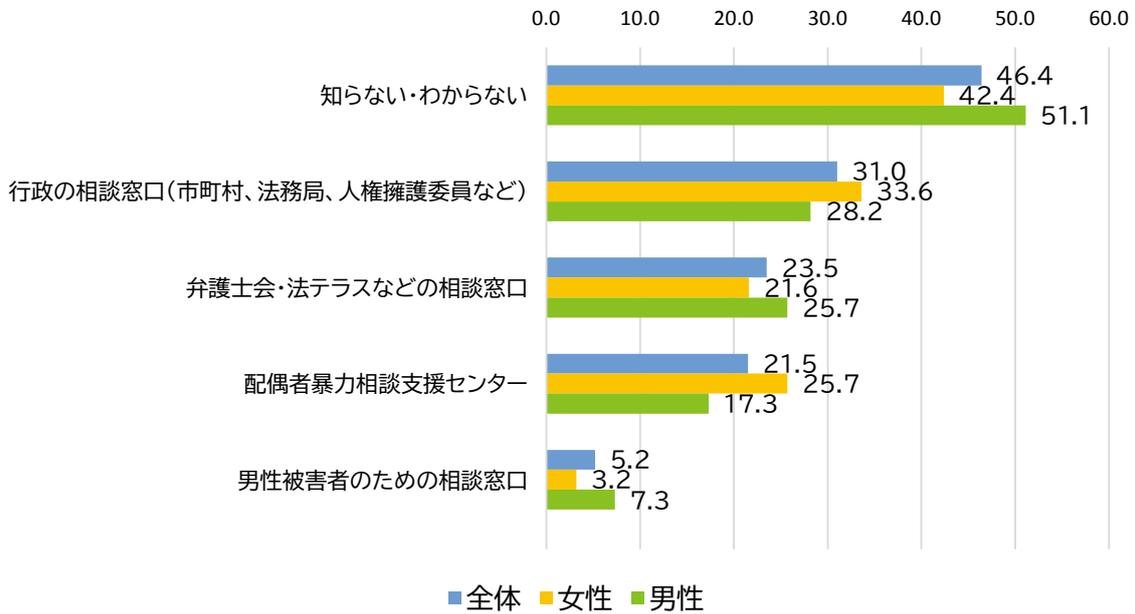
備考：※1（年度） 福岡県男女共同参画推進課調べ
 ※2（年） 福岡県警調べ（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数）



(3) DVについての相談窓口の認知

配偶者や交際相手からの暴力についての相談窓口を「知らない・わからない」と回答した人の割合は46.4%となっています。

《図表7-5 DVについての相談窓口の認知（福岡県）（上位5位）》



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（令和6年度）

(4) 性犯罪認知件数の推移

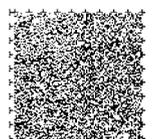
福岡県警察における性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の令和6（2024）年の認知件数は、482件と前年から増加しており、依然として高水準で推移しています。

《図表7-6 性犯罪の認知件数の推移（福岡県）》

	令2	令3	令4	令5	令6
認知件数(件)	228	251	281	362	482
人口10万人当たりの全国順位	8位	7位	8位	10位	11位

※刑法改正に伴い、令和5年7月から強制性交等罪が不同意性交等罪、強制わいせつ罪が不同意わいせつ罪に変更となっています。

備考：福岡県警察調べ

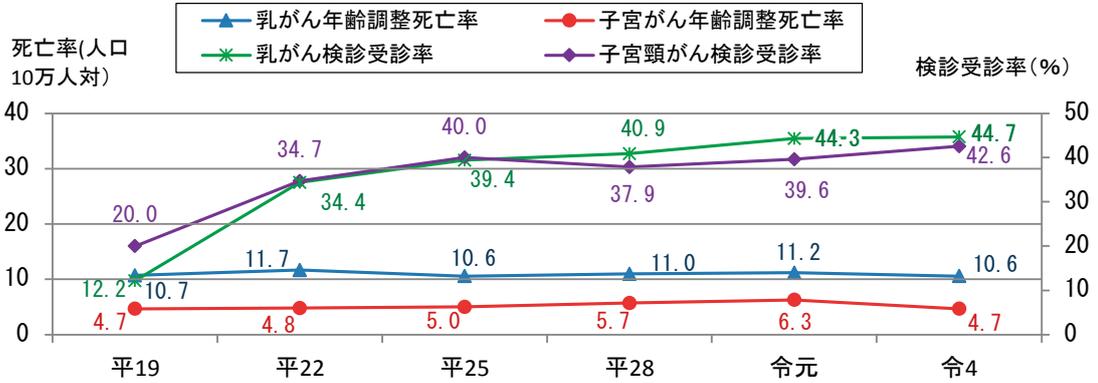


8 健康

(1) 乳がん、子宮がん死亡率と検診受診率の推移

女性特有のがんである乳がん及び子宮がんの75歳未満年齢調整死亡率は、近年ほぼ横ばいとなっています。「国民生活基礎調査」における乳がん及び子宮頸がんの検診受診率は、平成25(2013)年に40%まで上昇しましたが、それ以降はおおむね横ばいで推移しています。

《図表8-1 乳がん、子宮がんの年齢調整死亡率、検診受診率の推移（福岡県）》

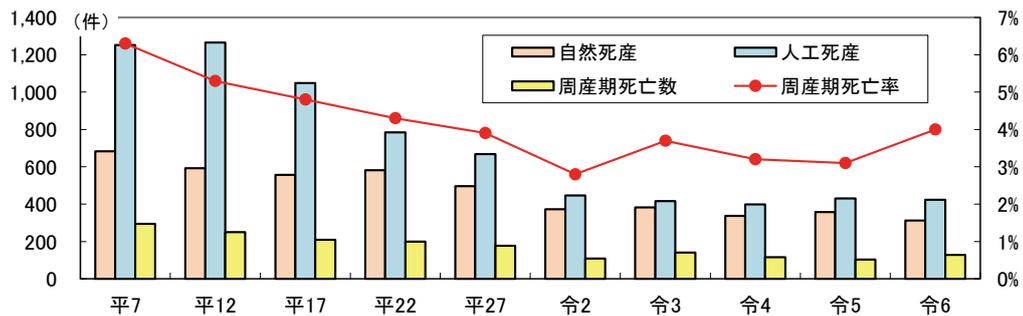


- ※ 図表上、平成19年度以前の受診率は、乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上で算出
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
 - ※ 平成22年度以降の受診率は、乳がん40～69歳、子宮頸がんは20～69歳で算出
(前年度受診者数 + 当該年度受診者数 - 2年連続の受診者数) / 当該年度対象者数 × 100
- 備考：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」、厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移

県内の自然死産数及び人工死産数は、令和6(2024)年は前年に比べ減少し、周産期死亡数及び周産期死亡率は増加しています。自然死産数は過去最少の数値になっています。

《図表8-2 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移（福岡県）》



	平7	平12	平17	平22	平27	令2	令3	令4	令5	令6
自然死産	683	593	556	582	496	373	382	337	357	312
人工死産	1,252	1,265	1,049	784	668	447	417	399	430	423
周産期死亡数	295	251	209	200	177	109	140	116	104	128
周産期死亡率	6.3	5.3	4.8	4.3	3.9	2.8	3.7	3.2	3.1	4.0

- ※ 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡をあわせたもの
 - ※ 周産期死亡率：出産1,000件に対する周産期死亡件数の率
- 備考：厚生労働省「人口動態統計」

